

05法務省非予算(特区・地域再生検討要請回答)

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案番号	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
0520010	商業・法人登記手続の行政書士への開放	司法書士法第3条第1項第1号, 同第2号, 同第5号, 第73条第1項, 第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。また、違反者には刑罰が科される。	行政書士が商業・法人登記申請書の作成・提出を行えるよう、行政書士法を改正すべきである。	国民の利便性の向上、資格者間の相互乗入れの観点から、行政書士が申請書の作成・提出を行えるよう、行政書士法を改正すべきである。 商業・法人登記申請は、添付書類(定款、株主総会議事録等、申請書に添付する書類)の作成及び申請書の作成・提出で行われる。行政書士は添付書類の作成を業としているが、申請書の作成・提出は司法書士法の規制があるため、行政書士は行うことができない。依頼者本人が行うか又は司法書士に依頼することになり、依頼者である国民に手続きの煩雑さや経済的な負担増を強いている。行政書士が添付書類の作成に引き続き、申請書の作成・提出を行えるようにすることで、依頼者である国民に対して「迅速で確実かつ廉価なワンストップサービス」を提供できるように、国民の利便性が向上する。 定款作成は行政書士の専管業務であるが、法務省は、平成18年1月20日付け法務省民商第135号民事局商事課長回答「司法書士が作成代理人として記名押印又は署名している定款が添付された登記申請の取扱いについて」で司法書士による定款作成を認め、さらに、平成18年4月17日付け法務省告示で、電子公証制度において「司法書士用電子証明書」の使用(司法書士による電子定款作成代理)を認めた。司法書士に対してのみ、通達及び告示により、行政書士の専管業務を認めるとは一方的・恣意的取扱いであり、相互乗入れの観点から、行政書士に対しては司法書士の専管業務(申請書の作成・提出)を認めるべきである。申請書はA4サイズ1枚の定型的なもので、添付書類の一部を転記して作成するものであり、添付書類を作成した行政書士にとっては容易に作成できるものである。	C		登記は、国民の権利に多大な影響を及ぼすものであり、この登記手続を代理するには、高度な法律知識及び専門的能力が要求されるので、資格者以外の者が当該業務を行うことは、国民の権利の保全及び登記事務等の適正な運営の観点から認められない。 なお、規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)(平成18年3月31日閣議決定)においては、商業・法人登記を行政書士へ開放することが利便性の向上など国民にとって有益な制度改革となるかどうかの検討を行うに当たり、法務省が、関係府省と連携して、商業・法人登記業務の実態や国民のニーズについて調査することとされた。これを受けて、平成18年度に登記申請人等を対象としたアンケートを実施し、その結果を取りまとめたところであるが、この中では、司法書士が商業・法人登記業務において、専門資格者として適切に機能していることが確認されている。		1001010	行政書士制度研究会	37 香川県	総務省 法務省
0520010	行政書士への商業登記の開放	司法書士法第3条第1項第1号, 同第5号, 第73条第1項, 第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。また、違反者には刑罰が科される。	行政書士に対して司法書士が独占している商業登記を開放すべきである。	法務省民事局により商業・法人登記業務の実態等に関するアンケートが行われた結果、司法書士よりも行政書士の方が市民の満足度が高かった。法務省は、このアンケート結果を出すことと期限一杯の平成19年3月であり、他の省庁に比して規制改革に協力する姿勢がみられない。アンケートの結果、司法書士よりも行政書士の方が満足度が高かったのであるから、商業登記開放について前向きに検討をすべきである。そもそも、司法書士は登記の面でしか企業と接する実態がほとんど無い(あるとしても少額の債権回収程度)であるから、許認可や契約書作成で企業のビジネスに深く関わっている行政書士に開放するべきである。なお、これに対抗して日本行政書士会連合会および日本司法書士会連合会が別途アンケートを採ったところではあるが、各団体が有利となる設問であった可能性もある上に、特に日本司法書士会連合会のアンケートは謝礼として金券を配って行われたものであるから、客観的に公正公平な法務省のアンケート結果のみを重視するべきである。また、弁護士だけでなく公認会計士にも商業登記の代理は認められているのであるから、添付書類を除く登記申請書の作成は、公認会計士レベルの商業登記法の理解で足りることになるのであって、法務省の見解は矛盾していると云わざるを得ない。	C		登記は、国民の権利に多大な影響を及ぼすものであり、この登記手続を代理するには、高度な法律知識及び専門的能力が要求されるので、資格者以外の者が当該業務を行うことは、国民の権利の保全及び登記事務等の適正な運営の観点から認められない。 なお、規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)(平成18年3月31日閣議決定)においては、商業・法人登記を行政書士へ開放することが利便性の向上など国民にとって有益な制度改革となるかどうかの検討を行うに当たり、法務省が、関係府省と連携して、商業・法人登記業務の実態や国民のニーズについて調査することとされた。これを受けて、平成18年度に登記申請人等を対象としたアンケートを実施し、その結果を取りまとめたところであるが、この中では、司法書士が商業・法人登記業務において、専門資格者として適切に機能していることが確認されている。		3001020	個人	27 大阪府	総務省 法務省
0520010	商業・法人登記業務の行政書士への開放	司法書士法第3条第1項第1号, 同第2号, 同第5号, 第73条第1項, 第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。また、違反者には刑罰が科される。	行政書士業務に関連して行う商業・法人登記業務を、行政書士が行うことを認める。具体的には、司法書士法の業務の制限規定に除外規定を設けるか、同法の附則に「行政書士は、行政書士業務に関連して行う商業・法人登記申請の書類作成及び手続の代理を行える」ことを規定する。	商業・法人登記については、司法書士の独占業務となっているところであるが、規制改革・民間開放推進会議に、「商業・法人登記業務の行政書士への開放」要望が出され、平成18年3月31日の閣議決定によりその推進がはかられました。その決定に基づき、法務省は平成18年12月に、商業・法人登記申請人本人・行政書士・司法書士及び定款認証嘱託人に対し、アンケートを取った。その内容が、平成19年3月法務省民事局より公表された。その結果の中で、対象とした登記申請人本人が、今回登記申請を司法書士に依頼しない理由として「費用がかかること(59.2%)」及び「内容が簡単そうだったこと(38.1%)」の2つが多数を占めていた。また、行政書士が定款や各種議事録の作成に関与している実態と顧客満足度が司法書士を上回っている状況が表れている。行政書士が、その業務に関連する商業・法人登記申請手続まで行うことは、国民の利便に資するもの(ワンストップサービス、費用の節減)である。登記業務に関する能力担保については、特別研修制度等を構築すれば良い。行政書士に商業・法人登記の開放を行うよう要望します。	C		登記は、国民の権利に多大な影響を及ぼすものであり、この登記手続を代理するには、高度な法律知識及び専門的能力が要求されるので、資格者以外の者が当該業務を行うことは、国民の権利の保全及び登記事務等の適正な運営の観点から認められない。 なお、規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)(平成18年3月31日閣議決定)においては、商業・法人登記を行政書士へ開放することが利便性の向上など国民にとって有益な制度改革となるかどうかの検討を行うに当たり、法務省が、関係府省と連携して、商業・法人登記業務の実態や国民のニーズについて調査することとされた。これを受けて、平成18年度に登記申請人等を対象としたアンケートを実施し、その結果を取りまとめたところであるが、この中では、司法書士が商業・法人登記業務において、専門資格者として適切に機能していることが確認されている。		3001030	個人	27 大阪府	総務省 法務省
0520010	商業登記の開放	司法書士法第3条第1項第1号, 同第2号, 同第5号, 第73条第1項, 第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。また、違反者には刑罰が科される。	商業登記事務を行政書士にも認めるべきである。	提案理由 1. 行政書士は登記事務に必要な原因証書(行政書士法第1条の2、3)を作成することを業としている。登記事務は原因証書の収集、審査、調整が主たる業務であり、行政書士の業務範囲とするのに適当である。 2. 申請書に原因証書の添付義務がないため、登記後の紛争の原因究明や登記官の責任の糾明が現状では困難となっている。登記事務には行政書士の作成・調整した原因証書の添付を義務づけるべきである。 3. 司法書士には原因証書の相続書類、定款、契約書等の作成業務が出来ない。事務のワンストップ化からも行政書士にも申請書の作成・申請代理を認めるべきである。 4. 登記申請書は申請書のみが司法書士の独占業務であるが、この簡便な書類を司法書士に独占させることは国民の利便を損なっており、電子化・定型化・簡便化するべきである。 5. 行政書士の登記事務に関する資質が指摘されているが行政書士は自動車の登録事務(不動産登記法に類似しているがさらに行政登録等が付加され関係法令は80以上に及び複雑な手続き)に通暁しており、登記事務に専門的知見を活用出来るので行政書士に開放すべきである。 6. 紙による申請は電子申請を妨げ国民利便を損なっている。さらに自動車登録はリアルタイムで完結するが、登記事務は7-10日も遅延する。競争市場におけるこの期間の経済的損失は多大なものがある。行政書士の参入によって電子化・リアルタイム化を推進し経済効率を高めるべきである。 7. 登記事務は登録事務よりも30有余年にわたり電子化が遅延しており、電子申請に馴染みのある国民の利便や行政書士の参入を阻害している。また電子政府の実現の遅延の原因ともなっている。電子申請の実績のある行政書士や国民が容易に手続き出来る申請システムを直ちに構築すべきである。	C		登記は、国民の権利に多大な影響を及ぼすものであり、この登記手続を代理するには、高度な法律知識及び専門的能力が要求されるので、資格者以外の者が当該業務を行うことは、国民の権利の保全及び登記事務等の適正な運営の観点から認められない。 なお、規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)(平成18年3月31日閣議決定)においては、商業・法人登記を行政書士へ開放することが利便性の向上など国民にとって有益な制度改革となるかどうかの検討を行うに当たり、法務省が、関係府省と連携して、商業・法人登記業務の実態や国民のニーズについて調査することとされた。これを受けて、平成18年度に登記申請人等を対象としたアンケートを実施し、その結果を取りまとめたところであるが、この中では、司法書士が商業・法人登記業務において、専門資格者として適切に機能していることが確認されている。		3002010	団体	25 滋賀県	総務省 法務省

05法務省非予算(特区・地域再生検討要請回答)

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項番号	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
0520010	商業・法人登記業務の行政書士への開放	司法書士法第3条第1項第1号, 同第2号, 同第5号, 第73条第1項, 第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。また、違反者には刑罰が科される。	行政書士が受託した許認可申請に伴う場合に限ってのみ、付随業務として行政書士が商業・法人登記業務を認容される措置。具体的内容については司法書士法第73条第1項第1号の但書において、他の法律に別段の定めがある場合は、この限りではない。この規定に行政書士が付随業務として商業・法人登記を行うことができることを明文化する。	本要望については各方面から再三再四にわたり、要望が出されていたところであるが、それを受けて法務省が実施した商業・法人登記業務の実態等に関するアンケート調査の結果が本年3月に法務省民事局から公表された。その結果から判断しても利用者である国民の行政書士の商業・法人登記に関連する業務に一定の満足を得ていること、行政書士の業務で会社設立の代理人としての定款作成、認証代理や会社議事録等の作成に従来から携わっていること、特に行政書士は医療法人、宗教法人、学校法人等の設立許認可業務を主務官庁へ行っており、その認可、許可後に設立登記をする必要があり、実態面からも業務が分断している。この状況が続く限り、規制改革、規制緩和に逆行していると言わざるを得ない。最も大切なことは司法書士、行政書士の職域や業種問題ばかりに傾くのではなく、利用者である国民の利便性、観点からも早急に開放が望まれる。	C		登記は、国民の権利に多大な影響を及ぼすものであり、この登記手続を代理するには、高度な法律知識及び専門的能力が要求されるので、資格者以外の者が当該業務を行うことは、国民の権利の保全及び登記事務等の適正な運営の観点から認められない。 なお、規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)(平成18年3月31日閣議決定)においては、商業・法人登記を行政書士へ開放することが利便性の向上など国民にとって有益な制度改革となるかどうかの検討を行うに当たり、法務省が、関係府省と連携して、商業・法人登記業務の実態や国民のニーズについて調査することとされた。これを受けて、平成18年度に登記申請人等を対象としたアンケートを実施し、その結果を取りまとめたところであるが、この中では、司法書士が商業・法人登記業務において、専門資格者として適切に機能していることが確認されている。		3005010	個人	26 京都府	総務省 法務省
0520010	商業・法人登記業務の行政書士への開放	司法書士法第3条第1項第1号, 同第2号, 同第5号, 第73条第1項, 第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。また、違反者には刑罰が科される。	行政書士が受託した業務に付随(密接に関連)する場合に限り、行政書士が行う商業・法人登記業務を認めること。具体的には、司法書士法上の業務制限事項である第73条の但書を一部改正し、ただし、行政書士がその業務に付随して商業・法人登記業務を行う場合または他の法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。とされたい。	従来から商業・法人登記については、司法書士(弁護士)の独占業務となっており、平成17年度以降、規制改革・民間開放推進会議室宛に、多方面からその開放要望が出されていた。法務省はこれらの要望や再検討要請を受け「利便性の向上など国民にとって有益な制度改革を行うために、商業・法人登記の実態や国民のニーズを把握することが必要であり、関係府省と連携してこのような実態やニーズについて調査することとしている。」と回答し、行政書士及び一般国民を対象としたアンケート調査を実施し、19年3月にその結果を公表した。それによると「行政書士に対する調査の回答者のうち、66.1%の行政書士が過去に商業・法人登記に関連する業務の「経験がある」と回答しており、その47.2%が1年当たりの平均件数10件未満、39.9%が10件以上50件未満であり、行政書士が商業・法人登記に関連する業務に一定の関与をしていること、また、登記申請人本人に対する調査においては、会社等の定款や株主総会・取締役会の議事録の作成等について行政書士に依頼した経験があると回答した方のうち、その際の行政書士の仕事内容等について、「大変満足」又は「ほぼ満足」と回答した方の合計が77.5%を占めていることから、行政書士の商業・法人登記に関連する業務に対しても、国民が一定程度満足しているといえること。」との結論が得られている。行政書士の半数以上がが商業・法人登記に一定の関与をしていること及び国民の満足度は司法書士(72.5%)を上回っていること等を勘案すれば、速やかなる開放が望まれる。	C		登記は、国民の権利に多大な影響を及ぼすものであり、この登記手続を代理するには、高度な法律知識及び専門的能力が要求されるので、資格者以外の者が当該業務を行うことは、国民の権利の保全及び登記事務等の適正な運営の観点から認められない。 なお、規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)(平成18年3月31日閣議決定)においては、商業・法人登記を行政書士へ開放することが利便性の向上など国民にとって有益な制度改革となるかどうかの検討を行うに当たり、法務省が、関係府省と連携して、商業・法人登記業務の実態や国民のニーズについて調査することとされた。これを受けて、平成18年度に登記申請人等を対象としたアンケートを実施し、その結果を取りまとめたところであるが、この中では、司法書士が商業・法人登記業務において、専門資格者として適切に機能していることが確認されている。		3008010	国民利便・負担軽減推進協議会	26 京都府	総務省 法務省
0520020	不動産相続登記手続の行政書士への開放	司法書士法第3条第1項第1号, 同第2号, 同第5号, 第73条第1項, 第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。また、違反者には刑罰が科される。	行政書士が不動産登記申請書(相続を原因とする所有権移転に限定)の作成・提出を行えるよう、行政書士法を改正すべきである。	国民の利便性の向上の観点から、行政書士が申請書(相続を原因とする所有権移転に限定)の作成・提出を行えるよう、行政書士法を改正すべきである。不動産相続登記手続は、「遺産分割協議書の作成」及び「申請書の作成・提出」で行われる。(遺産分割協議書は申請書に添付する書類となる。)行政書士は「遺産分割協議書の作成」を業としているが、「申請書の作成・提出」は司法書士法の規制があるため、行政書士は行うことができず、依頼者本人が行うか又は司法書士に依頼することになり、依頼者である国民に手続きの煩雑さや経済的な負担増を強いっている。行政書士が「遺産分割協議書の作成」に引き続き、「申請書の作成・提出」を行えるようにすることで、依頼者である国民に対して「迅速で確実かつ廉価なワンストップサービス」を提供できることになり、国民の利便性が向上する。申請書はA4サイズ1枚の定型的なもので、遺産分割協議書の一部を転記して作成するものであり、遺産分割協議書を作成した行政書士にとっては容易に作成できるものである。	C		登記は、国民の権利に多大な影響を及ぼすものであり、この登記手続を代理するには、高度な法律知識及び専門的能力が要求されるので、資格者以外の者が当該業務を行うことは、国民の権利の保全及び登記事務等の適正な運営の観点から適切でない。		1001020	行政書士制度研究会	37 香川県	総務省 法務省
0520020	相続を原因とする不動産登記申請の行政書士への開放	司法書士法第3条第1項第1号, 同第2号, 同第5号, 第73条第1項, 第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。また、違反者には刑罰が科される。	司法書士法第3条により、法務局又は地方法務局に提出する書類の作成と手続は司法書士の専管業務とされているが、そのうち相続を原因とする所有権移転の不動産登記申請に限り、行政書士も書類の作成及び手続が行えるよう、規制を緩和すべきである。	相続を原因とする所有権移転の不動産登記申請では、遺産分割協議書や特別受益者証明書等、申請に必要な添付書類は行政書士が作成しており、登記申請書の作成及び手続のみ、規制があるため本人申請又は本人が司法書士に依頼している。依頼者は、一連の業務として迅速かつ廉価を望む中、制限があるため、手続の煩雑さと負担を強いられている。登記申請書の作成及び手続を行政書士も行えるようにすることで、依頼者たる国民は迅速かつ廉価なサービスを受けることが可能となり、利便性が増す。なお、不動産登記は、国民の権利に多大な影響を及ぼすものであるが、行政書士により適法に遺産分割協議書等は作成されるため、実体法上の問題としては、権利に関して重大な影響を及ぼすものとは考えられない。また、手続法上の問題として、この登記手続を代理するためには、高度な法律知識及び専門的能力が要求されるが、相続を原因とする所有権移転の不動産登記に関する手続の研修を行政書士に対して行うことで、国民の権利の保全及び登記事務等の適正な運営は守られる。	C		登記は、国民の権利に多大な影響を及ぼすものであり、この登記手続を代理するには、高度な法律知識及び専門的能力が要求されるので、資格者以外の者が当該業務を行うことは、国民の権利の保全及び登記事務等の適正な運営の観点から適切でない。		3001010	個人	27 大阪府	総務省 法務省

05法務省非予算(特区・地域再生検討要請回答)

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案番号	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
0520030	行政不服申立て手続の行政書士への開放	弁護士法第72条、第77条第3号	弁護士でない者は、報酬を得る目的で他人の法律事件に関する法律事務を取り扱うことを業としてはならない。また、その違反者には刑罰が科される。	行政書士が行政不服審査法に基づく不服申立て手続代理を行えるよう、行政書士法を改正すべきである。	国民の利便性の向上の観点から、行政書士が行政不服審査法に基づく不服申立て手続代理を行えるよう、行政書士法を改正すべきである。行政庁に対する許認可申請が不許可・不認可になった場合、当該処分取消しを求めて不服申立てをすることになるが、弁護士法の規制があるため、当該許認可申請に關与した行政書士は不服申立て手続代理を行うことができず、不服申立て手続は依頼者本人が行うか又は弁護士に依頼することになり、依頼者である国民に手続の煩雑さや経済的な負担増を強いている。当該許認可申請からの経緯に詳しい行政書士が不服申立て手続代理を行えるようにすることで、依頼者である国民に対して「迅速で確実かつ廉価なワンストップサービス」を提供できることになり、国民の利便性が向上する。行政書士以外の法律専門職(司法書士、税理士、弁理士、社会保険労務士)はその登録試験科目に行政手続法、行政不服審査法が出題されていないにもかかわらず、審査請求手続代理がすでに認められている。一方、行政書士の登録試験である行政書士試験科目には行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法が出題されており、行政書士には不服申立て手続代理を行うに十分な法律知識や専門的能力がある。さらに、日本行政書士会連合会は、行政書士が「不服申立て手続代理業務」に参入できるよう、平成16年度から各地大学院の科目履修制度等を利用して、行政書士に行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法の司法研修を実施しており、行政書士の法律知識や専門的能力はさらに向上している。	C		弁護士法第72条が無資格者による他人の法律事務への介入を禁じている趣旨は、そのような行為が当事者その他関係人らの利益を損ない、法律秩序を害するおそれがあるからである。この趣旨からすれば、厳格な資格要件が設けられ、かつ、その職務の誠実適正な遂行のための必要な規律に服すべきものとされるなど、法律専門家としての能力的・倫理的担保を図るための諸般の措置が講じられた弁護士が法律事務を独占することには、十分な合理性、必要性があると考えられる。行政不服申立てにおいて取り扱う法律事務は、その範囲が極めて多岐に渡り、かつ、紛争の当事者その他関係人らの利害に重大な影響を及ぼすものであり、幅広い法律分野に関する法律知識と専門的能力が必要とされる。したがって、このような法律事件の法律事務を扱うものについて、弁護士と同程度に、法律専門家として求められる能力や倫理が担保されていることが必要であり、このような能力や倫理の担保なく、弁護士以外の者に法律事件についての法律事務を行うことを認めることは相当でない。		1001030	行政書士制度研究会	37 香川県	総務省 法務省
0520040	検察官に対する告訴状・告発状作成業務の行政書士への開放	司法書士法第3条第2項第4号、同第5号、第73条第1項、第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、検察庁に提出する書類の作成業務及び相談業務をすることはできない。また、違反者には刑罰が科される。	行政書士が検察官に対する告訴状・告発状作成業務を行えるよう、行政書士法を改正すべきである。	国民の利便性の向上の観点から、行政書士が検察官に対する告訴状・告発状作成業務を行えるよう、行政書士法を改正すべきである。行政書士は司法警察員に対する告訴状・告発状作成業務を行っているが、司法警察員に対する告訴状・告発状と内容が同一であっても検察官に対する告訴状・告発状作成業務は司法書士法の規制があるため、行政書士は行うことができず、国民は不便である。行政書士は司法警察員に対する告訴状・告発状作成業務を行っているため、検察官に対する告訴状・告発状作成業務を行う適格性を有している。	C		検察庁へ提出する書類は、国民の権利義務に多大な影響を及ぼすものであり、作成に当たっては高度な法律知識及び専門的能力が要求されるので、資格者以外の者が当該業務を行うことは、国民の権利の保全の観点から適切でない。		1001040	行政書士制度研究会	37 香川県	総務省 法務省
0520050	家事審判法の甲類審判事項申立書作成業務の行政書士への開放	司法書士法第3条第1項第4号、同第5号、第73条第1項、第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、裁判所に提出する書類の作成業務及び相談業務をすることはできない。また、違反者には刑罰が科される。	行政書士が家事審判法第9条の甲類審判事項申立書作成業務を行えるよう、行政書士法を改正すべきである。	国民の利便性の向上の観点から、行政書士が家事審判法第9条の甲類審判事項申立書作成業務を行えるよう、行政書士法を改正すべきである。行政書士は「遺産分割協議書・遺言案、など権利義務に関する書類の作成業務を行っているが、関連して甲類審判事項の申立ての相談を受けることも多い。ところが、甲類審判事項申立書作成は司法書士法の規制があるため、行政書士は行うことができず、依頼者本人が行うか又は司法書士・弁護士に依頼することになり、依頼者である国民に手続の煩雑さや経済的な負担増を強いている。甲類審判事項は「紛争性」がなく、弁護士法第72条の規制は及ばない。申立書は家庭裁判所に備え付けの定型のもの、記載例を見ながら誰でも容易に記載・作成できるものである。司法書士等の独占業務とする必要はない。最初に相談を受け、各種手続に關与し、最も実体を把握している行政書士が甲類審判事項申立書作成を行えるようにすることで国民の利便性が向上する。日本行政書士会連合会は、行政書士が「家庭裁判所に關する代理業務」に参入できるよう、平成16年度から各地大学院の科目履修制度等を利用して、行政書士に民法(親族・相続編)、家事審判法の司法研修を実施しており、甲類審判事項に係る行政書士の法律知識や専門的能力は向上しており、行政書士は甲類審判事項申立書作成業務を行う適格性を有している。	C		裁判所へ提出する書類は、国民の権利義務に多大な影響を及ぼすものであり、作成に当たっては高度な法律知識及び専門的能力が要求されるので、資格者以外の者が当該業務を行うことは、国民の権利の保全の観点から適切でない。		1001050	行政書士制度研究会	37 香川県	総務省 法務省
0520060	商標出願登録手続の行政書士への開放	弁護士法第72条、第77条第3号	弁護士でない者は、報酬を得る目的で他人の法律事件に関する法律事務を取り扱うことを業としてはならない。また、その違反者には刑罰が科される。	行政書士が商標出願登録手続を行えるよう、行政書士法及び弁理士法を改正すべきである。	企業の利便性の向上・地域経済の活性化の観点から、行政書士が商標出願登録手続を行えるよう、行政書士法及び弁理士法を改正すべきである。商標出願登録手続は弁理士法により弁理士の独占業務であるが、弁理士は全国に約6千名しか登録しておらず、しかも都市部に集中・偏在しており、弁理士が少ない「弁理士過疎地域」では、弁理士は既存クライアントの特許出願等で多忙であり、企業は弁理士サービスを受けられず、不便を強いられている。「弁理士過疎地域」では、企業秘密がライバル企業へ漏洩する弁理士の利益相反問題もある。行政書士は全国に約3万9千名登録しており、全国に満遍なく存在している地域密着の法律専門家であり、許認可申請や契約書作成業務の関与先企業から商標に関する相談を受けることもある。平成18年度から「地域団体商標(地域ブランド)制度」が、平成19年度から「小売等役務商標制度」が始まったところでもあり、企業の利便性の向上・地域経済の活性化のため、商標登録の担い手として行政書士を活用すべきである。商標登録願はA4サイズ1枚の定型のもの、年間約5万件的本人出願が行われており、4分の3程度が登録になっている。行政書士は弁理士試験における論文式試験の選択科目免除者であり、商標法の研修を義務付けることで、商標登録出願手続を扱う適格性を担保できる。	C		商標登録出願手続は、商標権の発生に直接関わる手続であるから、弁護士法72条にいう法律事件に関する法律事務に該当する。弁護士法72条が無資格者による他人の法律事務への介入を禁じている趣旨は、そのような行為が当事者その他関係人らの利益を損ない、法律秩序を害するおそれがあるからである。弁護士法の例外として、弁護士のほか、弁理士に商標登録出願手続の代理を認めているのは、弁理士には知的財産権に関する専門的知識・能力や倫理の担保を図るための諸般の措置が講じられているからであって、このような能力の担保なく、弁理士又は弁護士以外の者に同手続の代理を認めることは、依頼者・関係者の利益を害するおそれがあり、相当でない。		1001060	行政書士制度研究会	37 香川県	総務省 法務省 経済産業省

05法務省非予算(特区・地域再生検討要請回答)

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案番号	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
0520070	土地家屋調査士会特区	土地家屋調査士法第9条第1項、第13条第1項、第47条第1項、第52条、第68条、第73条第1項	土地家屋調査士は、その事務所所在地を管轄する法務局又は地方方法務局の管轄区域ごとに、会則を定めて、一個の調査士会を設立しなければならない。調査士となる資格を有する者が調査士となるには、調査士会連合会に備える名簿の登録を受けなければならない。この登録の申請をする者は、申請と同時に調査士会に入会する手続をとらなければならない。調査士会に入会していない調査士が調査士業務を行うことはできない。	複数の土地家屋調査士会の設立が可能とする特区	当地は、松江地方法務局の管轄区域ですので、そこに鳥根県土地家屋調査士会を設立しています。そもそも土地家屋調査士会は、土地家屋調査士としてその業務を行う際には、加入が強制されている、いわゆる強制加入の法人ですので、社団法人等のいわゆる公益法人より、その運営はさらに厳格であるべきですが、鳥根県土地家屋調査士会は、経理業務でもすべてを監事に公開せず、事実上特定の会員を支部長会の構成員であるとは正もせず、会として取り組み業務報告に掲ぐる境界鑑定講座なるものを、一部の会員の参加がないとすることで、経理報告もせず、ADR認定土地家屋調査士特別研修も、実施主体でもない単なる協力機関に過ぎないものが、勝手に参加資格を決定するという暴挙を行ってあります。また、そうした一連の行動に異を唱える監事は再任しないとの多数決ですので、別にそのことは致し方ないことですが、ある意味腐った多数が暴挙を繰り返しているところが、その本質といえます。 各土地家屋調査士が、非公正な国民には嫌われる土地家屋調査士会を選択するかは自由であります。土地家屋調査士にも選択の自由があってよいと考えます。国民の皆様もどのような会に所属する土地家屋調査士であるかは、その依頼の際の参考となるはずで、私としては、土地家屋調査士制度の維持発展のためにも、土地家屋調査士会の設立の自由は必要であると考えますし、そのことが国民へのサービスの拡充に結びつくと考えるところですので、その魁としても当地に土地家屋調査士会特区の申請を認めていただきたく、宜しくお願いいたします。	C		土地家屋調査士の業務は不動産に係る国民の権利の明確化に密接に関連しており、極めて公共性が高いものである。そのため、公共的性質を有する調査士が、自律的に品位を保持し、資質の維持・向上を図るために、調査士会が会員の指導及び連絡を行う必要がある。したがって、一管轄区域に複数の土地家屋調査士会の設立を認めることは適切でない。なお、一管轄区域に複数の土地家屋調査士会を設立したところで、国民へのサービスの拡充につながるとは考え難い。		1 1 5 5 0 1 0	個人	32 鳥根県	法務省
0520081	士業派遣の解禁(過疎地限定) 士業・・・弁護士・外国法律事務所弁護士・地方書士・土地家屋調査士・公認会計士・税理士・弁理士・社会保険労務士・行政書士の業務	弁護士法第23条、第25条、第30条の17	弁護士の業務は依頼者との信頼関係を基に成り立つものであり、弁護士には職務上知り得た秘密を保持する義務が課せられ、利益相反行為が禁じられているなど、様々な制約が課されている。	町の過疎地に限り、労働者派遣法で禁止されているいわゆる士業の派遣禁止を解禁すべきである。現状過疎地にて、サービスを受けられない地域に限定し派遣法により禁止されている「士業の派遣」を認める	現在、士業派遣は労働者派遣法で規制をされている。過疎地においては士業不足のため、住民が都市部まで移動がしづらい、満足した社会サービスを受けていない。そのため、過疎地においては士業の人材派遣をとおして、過疎地の住民が士業のサービスを受けられる機会を創出すべきである。	C		弁護士を労働者派遣する場合、派遣弁護士は一方で派遣元との雇用関係を維持しながら、他方で派遣先の指示を受けて法律事務を行い、いわば双方に所属する形となるから、当該派遣弁護士を含め派遣元・派遣先双方で利益相反を広く範囲にチェックする必要があるところ、そのチェックは事実上不可能である上、派遣元・派遣先相互に依頼案件を開示するとなれば、守秘義務と抵触することにもなる。利益相反の回避及び守秘義務の遵守は、依頼者との強い信頼関係を支える重要な原則であり、弁護士制度の根幹に関わるものであるから、これに抵触する労働者派遣を認めることは相当でない。		1 0 5 5 0 7 0	(株)パソナシャドーキャピネット	13 東京都	金融庁 総務省 法務省 財務省 厚生労働省 経済産業省
0520082	士業派遣の解禁(過疎地限定) 士業・・・弁護士・外国法律事務所弁護士・地方書士・土地家屋調査士・公認会計士・税理士・弁理士・社会保険労務士・行政書士の業務	司法書士法第73条第1項、土地家屋調査士法第68条第1項	司法書士又は土地家屋調査士の業務については、労働者派遣の対象とはならない。	町の過疎地に限り、労働者派遣法で禁止されているいわゆる士業の派遣禁止を解禁すべきである。現状過疎地にて、サービスを受けられない地域に限定し派遣法により禁止されている「士業の派遣」を認める	現在、士業派遣は労働者派遣法で規制をされている。過疎地においては士業不足のため、住民が都市部まで移動がしづらい、満足した社会サービスを受けていない。そのため、過疎地においては士業の人材派遣をとおして、過疎地の住民が士業のサービスを受けられる機会を創出すべきである。	C		司法書士又は土地家屋調査士(以下「司法書士等」という。)についての労働者派遣事業を認めた場合には、派遣される司法書士等は、司法書士等でない派遣先事業者の指揮命令を受けて業務を行うこともあり、司法書士等の公共的な性格から司法書士等個人又は司法書士法人若しくは土地家屋調査士法人に課せられている依頼に応ずる義務(司法書士法第21条、土地家屋調査士法第22条)、秘密保持の義務(司法書士法第24条)、帳簿等の保存義務(土地家屋調査士法第21条)等が遵守されなくなるおそれがある。		1 0 5 5 0 7 0	(株)パソナシャドーキャピネット	13 東京都	金融庁 総務省 法務省 財務省 厚生労働省 経済産業省
0520090	市税を徴収、収納できる要件の緩和	弁護士法第72条、第77条第3号	弁護士でない者は、報酬を得る目的で他人の法律事件に関する法律事務を取り扱うことを業としてはならない。また、その違反者には刑罰が科される。	地方公共団体以外の公的団体に公権力の行使に当たる「監督」、滞納処分に係る財産調査のための「質問及び検査」や「捜索」、「差押え」などを除いた公権力の行使に当たらない徴収及び収納事務を市税務部徴税吏員を監督者とする(財)深谷市施設管理公社に代行させることを可能とする。	深谷市では、財政状況の厳しい下、自主財源の大黒柱である市税(個人市民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税)の18年度決算(見込み)の現年未済額は7億円強、過年未済額は2.6億円強、不納欠損額は3億円弱、合計3.6億円強が収納できていない。また、このほかに、国民健康保険特別会計には、一般会計から1.6億円強を繰り出している。現行法では、税の収納事務を民間に委託することはできても、徴収事務を委託することは許されていないため、地方自治体の自主財源の大黒柱である税収の確保に寄与しているとはいえないのが実情である。以上のことから、滞納市税の徴収について、深谷市が出資した公的団体である(財団法人)深谷市施設管理公社に委託できるようにする。公社に滞納市税を発生させないための納付促進事務、滞納市税を徴収する事務を公社に委託して成果を得れば、自主財源の確保、税の公平性、市政の平等性を向上させるだけでなく、当該税収を他の行政サービスに充当することができ、市民福祉の向上、さらには、地域経済の活性化に寄与することができる。	C		弁護士法第72条が無資格者による他人の法律事務への介入を禁じている趣旨は、そのような行為が当事者の利益を損ない、法律秩序を害するおそれがあるからである。特に、債権回収の場面では債務者の利益を害する場面が少なくない。市税徴収は、公権力の行使に関する事務であり、中立公正で公平な処理が強く求められることから、これを民間業者に委託することは適当でない。また、市税の滞納は、単に経済的な理由による場合だけでなく、税額の算定方法や減免・控除の有無など種々の点において争いがある場合も少なくなく、事件の紛争性の度合いが典型的に大きいと考えられるから、そのような事件を民間業者に委託することは、国民の利益を害するおそれがある。		1 0 0 6 0 1 0	埼玉県深谷市	11 埼玉県	総務省 法務省
0520100	私人へ公金委託ができる範囲の拡大	弁護士法第72条、第77条第3号	弁護士でない者は、報酬を得る目的で他人の法律事件に関する法律事務を取り扱うことを業としてはならない。また、その違反者には刑罰が科される。	介護保険法または障害者自立支援法に基づく福祉サービスを受けた市民がサービスの対価として支払う負担金(分担金)を私人が徴収・収納することができるよう、現行の範囲の拡大を求める。	現在、公の施設である高齢者または障害者福祉施設を市が直営し、市職員が福祉サービスを受けた市民から負担金(分担金)を徴収または収納している。今後、これらの福祉施設に指定管理者制度を導入を実施していく予定であるが、現行の地方自治法、介護保険法(保険料の徴収・収納)については規定があるため可能(同法第144条の2。)および障害者自立支援法において、市民が支払う負担金(分担金)を私人である民間法人が徴収または収納することができる規定はない。そのため、現行規定のまま指定管理者制度に移行したとしても、負担金(分担金)を市職員が徴収または収納しなければならないため、公の施設の運営において職員間とを排除し、より一層の効率化を図ることができないものである。したがって、介護保険法および障害者自立支援法において、児童福祉法第56条の保育料(負担金(分担金))徴収のように、私人に負担金(分担金)を徴収または収納することができる規定を設け、私人の公金委託の拡大を求めるものである。	C		弁護士法第72条が無資格者による他人の法律事務への介入を禁じている趣旨は、そのような行為が当事者の利益を損ない、法律秩序を害するおそれがあるからである。特に、債権回収の場面では債務者の利益を害する場面が少なくない。福祉サービスの利用料金の滞納は、単に経済的理由による場合だけでなく、福祉サービス自体に関する種々の紛争(債務不履行等)を伴うことも少なくなく、事件の紛争性の度合いが典型的に大きいと考えられるから、そのような事件を民間業者に委託することは、国民の利益を害するおそれがある。		1 0 0 1 6 0 0 1 0	大阪府大東市	27 大阪府	総務省 法務省 厚生労働省

05法務省非予算(特区・地域再生検討要請回答)

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項番号	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
0520110	地方税の徴収事務民間委託特区	弁護士法第72条、第77条第3号	弁護士でない者は、報酬を得る目的で他人の法律事件に関する法律事務を取り扱うことを業としてはならない。また、その違反者には刑罰が科される。	地方公共団体の歳入の徴収又は収納の委託については、地方自治法施行令第158条第1項により、その徴収又は収納の委託の範囲が定められている。地方税については、この規定から除外され、地方自治法施行令第158条の二により収納の委託のみ可能となる規定となっている。このことから、地方税も他の歳入と同じく徴収委託が可能となるよう、地方税法第1条第1項第3号に委託を受けた者を加え、地方税法第20条の四に私人への徴収事務の委託を可能とする条項の追加、並びに地方自治法施行令第158条の二に徴収を追加	本市では、平成19年1月25日財政再建スタート宣言を行い、官民一体となり、財政再建を達成すべく各種施策を展開しているところである。財政再建を進める中で、大きなウエートを占めるのが、人件費の削減である。このことから、業務の民間委託には大きな効果が見込めることから、積極的に各種業務委託を進めているところである。 本提案は、その中のひとつであり、市税の徴収業務を民間委託することにより、人件費の削減を図り、併せて、県下でも下位に位置する収納率の向上を図るため、市職員は、財産調査と滞納処分のみに従事することにより、効果的な行政運営を行うとするものである。 また、本市の基幹産業は観光産業であるが、近年の景気回復の影響が必ずしも結びついていない状況ではなく、人口の減少も歯止めがかからないのが実情である。このことから、業務委託を積極的に進めることにより、新たな企業の育成並びに雇用増を図り、市内経済の活性化を図るものである。	C		弁護士法第72条が無資格者による他人の法律事務への介入を禁じている趣旨は、そのような行為が当事者の利益を損ない、法律秩序を害するおそれがあるからである。特に、債権回収の場面では債務者の利益を害する機会が少なくない。地方税徴収は、公権力の行使に関する事務であり、中立公正で公平な処理が強く求められることから、これを民間業者へ委託することは適当でない。また、地方税の滞納は、単に経済的理由による場合だけでなく、税額の算定方法や減免・控除の有無など様々な点において争いのある場合も少なくなく、事件の紛争性の度合いが典型的に大きいと考えられるから、そのような事件を民間業者に委託することは、国民の利益を害するおそれがある。		1 0 2 0 0 1 0	熱海市	22 静岡県	総務省 法務省
0520120	地方税滞納処分業務のうち、督促、第三者への質問検査・差押の各権限の民間事業者への授権	弁護士法第72条、第77条第3号	弁護士でない者は、報酬を得る目的で他人の法律事件に関する法律事務を取り扱うことを業としてはならない。また、その違反者には刑罰が科される。	税目により異なるが、市町村税を例とすれば、地方税法第298条(質問検査権)、第329条(督促)、第331条(差押、交付要求、参加差押)、第333条(国税徴収法141条(滞納処分に関する質問検査権)について、民間にも授権できる旨の規定を置く。 督促状において、民間による調査を拒絶し、搜索権限まで有する徴税吏員による滞納処分を選択することができる旨を記載し、滞納者の申し出により選択させる。滞納者の申し出がなければ民間による調査に同意したものと扱う。 民間の調査・差押を実施する範囲について、国税徴収法第141条二～四までとし、滞納者本人への調査及びこれに伴う差押は授権しない(なお、必要であれば国税徴収法施行令第13条第一項の特殊関係者への調査・差押も除く)。これにより、滞納者本人への直接接点回避し、トラブルを防止する。また、調査の相手方を官公庁や金融機関等、勤務先など、一定の法的知識などを有する第三者にすることで、職権濫用や違法行為、その他各種トラブルの抑制も十分期待できることとなる。	地方税徴収業務では徴税費用が増嵩し、また近年は時効欠損を漫然と放置したとして首長が敗訴する裁判事例も登場しており、滞納対策が法的にも道義的にも喫緊の課題である。 時効中断には主として督促か差押を行う必要があるが、督促は一度だけとされ、その後は主として差押によらざるを得ない。このため、滞納者の所在確認や財産調査など徴収業務のノウハウを有し、機動的かつ柔軟な対応が可能な民間事業者に差押権限までを授権すべきである。 ところが、地方税法上は督促も差押も徴税吏員のみ授権され、民間への授権は困難である。 しかし、滞納処分といえども行政上の義務履行確保手段の一つであり、その制度設計は立法政策上の問題に過ぎない(その証左に、非公営員型独立行政法人や認可法人、さらには株式会社に対し滞納処分権限を授権する立法例が20事例以上も存在する)。また、差押の本質は滞納者の財産の保全に他ならず、その剥奪ではないことを考えれば、滞納処分権限の全てではなくとも、督促・質問検査・差押の民間授権は可能ならずである。 罰則付調査権を根拠に民間授権を否定する見解もあるが、質問検査権自体は任意調査権であるし、罰則は最判昭45.12.18によれば公務執行妨害罪の補充的規定とされるが、本体たる公務執行妨害罪は民間事業者でもみなし公務員規定で成立しうるところ、補充的規定は民間不可というのは、判例との整合性に疑問がある。 なお、本人(黙示)同意のもと、官公庁・金融機関などに対してのみ調査及び差押を行うなど、授権にあたっては当然ながらスキームの工夫を行うものである。これにより、毎年徴収コストが少なくとも2,600億円削減され、徴収額が1兆1,600億円増加する。	C		弁護士法第72条が無資格者による他人の法律事務への介入を禁じている趣旨は、そのような行為が当事者の利益を損ない、法律秩序を害するおそれがあるからである。特に、債権回収の場面では債務者の利益を害する機会が少なくない。地方税徴収は、公権力の行使に関する事務であり、中立公正で公平な処理が強く求められることから、これを民間業者に委託することは適当でない。また、地方税の滞納は、単に経済的理由による場合だけでなく、税額の算定方法や減免・控除の有無など種々の点において争いがある場合も少なくなく、事件の紛争性の度合いが典型的に大きいと考えられるから、そのような事件を民間業者に委託することは、国民の利益を害するおそれがある。		1 0 5 1 0 2 0	個人	13 東京都	総務省 法務省
0520120	地方税滞納処分業務のうち、督促、第三者への質問検査・差押の各権限の民間事業者への授権	弁護士法第72条、第77条第3号	弁護士でない者は、報酬を得る目的で他人の法律事件に関する法律事務を取り扱うことを業としてはならない。また、その違反者には刑罰が科される。	税目により異なるが、市町村税を例とすれば、地方税法第298条(質問検査権)、第329条(督促)、第331条(差押、交付要求、参加差押)、第333条(国税徴収法141条(滞納処分に関する質問検査権)について、民間にも授権できる旨の規定を置く。 督促状において、民間による調査を拒絶し、搜索権限まで有する徴税吏員による滞納処分を選択することができる旨を記載し、滞納者の申し出により選択させる。滞納者の申し出がなければ民間による調査に同意したものと扱う。 民間の調査・差押を実施する範囲について、国税徴収法第141条二～四までとし、滞納者本人への調査及びこれに伴う差押は授権しない(なお、必要であれば国税徴収法施行令第13条第一項の特殊関係者への調査・差押も除く)。これにより、滞納者本人への直接接点回避し、トラブルを防止する。また、調査の相手方を官公庁や金融機関等、勤務先など、一定の法的知識などを有する第三者にすることで、職権濫用や違法行為、その他各種トラブルの抑制も十分期待できることとなる。	地方税徴収業務では徴税費用が増嵩し、また近年は時効欠損を漫然と放置したとして首長が敗訴する裁判事例も登場しており、滞納対策が法的にも道義的にも喫緊の課題である。 時効中断には主として督促か差押を行う必要があるが、督促は一度だけとされ、その後は主として差押によらざるを得ない。このため、滞納者の所在確認や財産調査など徴収業務のノウハウを有し、機動的かつ柔軟な対応が可能な民間事業者に差押権限までを授権すべきである。 ところが、地方税法上は督促も差押も徴税吏員のみ授権され、民間への授権は困難である。 しかし、滞納処分といえども行政上の義務履行確保手段の一つであり、その制度設計は立法政策上の問題に過ぎない(その証左に、非公営員型独立行政法人や認可法人、さらには株式会社に対し滞納処分権限を授権する立法例が20事例以上も存在する)。また、差押の本質は滞納者の財産の保全に他ならず、その剥奪ではないことを考えれば、滞納処分権限の全てではなくとも、督促・質問検査・差押の民間授権は可能ならずである。 罰則付調査権を根拠に民間授権を否定する見解もあるが、質問検査権自体は任意調査権であるし、罰則は最判昭45.12.18によれば公務執行妨害罪の補充的規定とされるが、本体たる公務執行妨害罪は民間事業者でもみなし公務員規定で成立しうるところ、補充的規定は民間不可というのは、判例との整合性に疑問がある。 なお、本人(黙示)同意のもと、官公庁・金融機関などに対してのみ調査及び差押を行うなど、授権にあたっては当然ながらスキームの工夫を行うものである。これにより、毎年徴収コストが少なくとも2,600億円削減され、徴収額が1兆1,600億円増加する。	C		弁護士法第72条が無資格者による他人の法律事務への介入を禁じている趣旨は、そのような行為が当事者の利益を損ない、法律秩序を害するおそれがあるからである。特に、債権回収の場面では債務者の利益を害する機会が少なくない。地方税徴収は、公権力の行使に関する事務であり、中立公正で公平な処理が強く求められることから、これを民間業者に委託することは適当でない。また、地方税の滞納は、単に経済的理由による場合だけでなく、税額の算定方法や減免・控除の有無など種々の点において争いがある場合も少なくなく、事件の紛争性の度合いが典型的に大きいと考えられるから、そのような事件を民間業者に委託することは、国民の利益を害するおそれがある。		3 0 0 3 0 2 0	市場化テスト推進協議会	13 東京都	総務省 法務省
0520120	徴収業務における各プロセスの民間開放【新規】	弁護士法第72条、第77条第3号	弁護士でない者は、報酬を得る目的で他人の法律事件に関する法律事務を取り扱うことを業としてはならない。また、その違反者には刑罰が科される。	地方税法上の行政処分としての「督促」、滞納処分に関わる財産調査のための「質問及び検査」や「搜索」、「差押」についても、一定の服務規律を課した上で民間委託を実施できるようにすべきである。 特に、「督促」については、早期に民間開放を実施すべきである。	地方財政が逼迫する中で、地方公共団体では、労働集約的な作業である税徴収業務を行う税務職員を十分に確保することができなくなっている。このような状況の中で、人件費を抑制しつつ滞納処分を進めるために、徴収業務の民間委託が必要だと意見が民間事業者と地方公共団体の双方から寄せられている。 総務省は「督促」、「質問及び検査」、「搜索」、「差押」は「公権力の行使であるため」民間委託することができないとの意見を表明しているが、例えば都市再開発法では、再開発会社が、負担金又は過剰金を滞納した事業参加者に督促状を飛ばして督促を行い、一定の条件下で滞納処分を行えるとされている。このような事例を参考にして、一定の資格を備えた民間事業者が、「督促」「質問及び検査」「差押」を担えるようになれば、地方税の時効消滅を防止して徴収率の向上という成果を得ることが可能になる。	C		弁護士法第72条が無資格者による他人の法律事務への介入を禁じている趣旨は、そのような行為が当事者の利益を損ない、法律秩序を害するおそれがあるからである。特に、債権回収の場面では債務者の利益を害する機会が少なくない。地方税徴収は、公権力の行使に関する事務であり、中立公正で公平な処理が強く求められることから、これを民間業者に委託することは適当でない。また、地方税の滞納は、単に経済的理由による場合だけでなく、税額の算定方法や減免・控除の有無など種々の点において争いがある場合も少なくなく、事件の紛争性の度合いが典型的に大きいと考えられるから、そのような事件を民間業者に委託することは、国民の利益を害するおそれがある。		3 0 0 4 0 1 0	(社)日本経済団体連合会	13 東京都	総務省 法務省

05法務省非予算(特区・地域再生検討要請回答)

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案番号	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
0520120	地方税の納付勸奨業務の民間委託	弁護士法第72条, 第77条第3号	弁護士でない者は、報酬を得る目的で他人の法律事件に関する法律事務を取り扱うことを業としてはならない。また、その違反者には刑罰が科される。	地方税における滞納処分権限のうち、督促、質問検査、滞納者の所在確認、財産調査、納税交渉等について、民間事業者に委託可能とされたい。	自治体の歳入確保は重要な課題であり、特に税源移譲が実施された19年度は、自主財源確保のため収納率の向上が求められている。 一方、地方税徴収業務では、厳しい財政運営を考慮すれば、これ以上人件費を増大させることはできない状況であり、滞納整理業務が増大しても、増員は望まず現員で取り組まざるを得ないのが現状である。 したがってこの滞納整理業務のうち、督促、質問検査、滞納者の所在確認、財産調査、納税交渉等につき、債権回収業務の法的認可を受けた業者に業務委託が可能となれば、徴税吏員を滞納処分業務に効果的かつ集中的に従事させることが可能になるほか、民間事業者の創意工夫を発揮させ収納率向上、経費の削減も期待できる。	C		弁護士法72条は無資格者による他人の法律事務への介入を禁止している趣旨は、そのような行為が当事者の利益を損ない、法律秩序を害するおそれがあるからである。特に、債権回収の場面では債務者の利益を害する場面が少なくない。地方税徴収は、公権力の行使に関する事務であり、中立公正で公平な処理が強く求められることから、これを民間業者に委託することは適当でない。また、地方税の滞納は、単に経済的な理由による場合だけでなく、税額の算定方法や減免・控除の有無など種々の点において争いがある場合も少なくなく、事件の紛争性の度合いが類型的に大きいと考えられるから、そのような事件を民間業者に委託することは、国民の利益を害するおそれがある。		30060020	東京都足立区	13 東京都	総務省 法務省
0520130	不動産、商業・法人等登記事項証明書並びに法人の印鑑証明書の交付事務の拡大	不動産登記法(平成16年6月18日法律第123号)第6条第1項, 第11条, 第119条第1項 不動産登記規則(平成17年2月18日法務省令第18号)第197条第1項 商業登記法(昭和38年7月9日法律第125号)第1条の3, 第4条, 第7条 商業登記規則(昭和39年3月11日法務省令第23号)第29条, 第30条第3項, 地方財政法第12条	登記の事務は、不動産の所在地を管轄する登記所がつかさどり、その事務は、登記官が登記簿に登記事項を記録することによって行われ、何人も、登記官に対し、手数料を納付して、登記事項証明書や印鑑証明書の交付を請求することができる。 また、地方自治体が処理する権限を有しない事務を行うために要する経費について、国が地方公共団体にその経費の全部又は一部を負担させることは許されない。	現在、法務省において登記事項証明書並びに法人の印鑑証明書を交付する発行請求機の設置基準の策定がなされているが、仮に当該請求機の設置の基準に満たさない地域であっても、地方公共団体が費用の一部を負担することで発行請求機を設置できるようにする。 また、発行請求機による交付については、地方公共団体の職員が出来るようにする。	現在、法務局で交付している登記事項証明書並びに法人の印鑑証明書を指定された市町村の役場等の場所でも交付できるようにする。なお、提案理由は法務局の統廃合による地域住民や企業等の不便を解消するためである。	F	I	法務省においては、証明書発行請求機の設置基準について、現在全国5箇所で開催中の利用状況の把握・検証をもとに、これを本年中に策定・公表することを予定しており、その結果を踏まえて、関係省庁と協議しつつ、検討するものとする。	登記事項等証明書発行特区	10300010	浦河町、様似町、えりも町、日高町、平取町	1 北海道	総務省 法務省
0520140	不動産、商業・法人等登記事項証明書並びに法人の印鑑証明書の交付事務の拡大	不動産登記法(平成16年6月18日法律第123号)第6条第1項, 第11条, 第119条第1項 不動産登記規則(平成17年2月18日法務省令第18号)第197条第1項 商業登記法(昭和38年7月9日法律第125号)第1条の3, 第4条, 第7条 商業登記規則(昭和39年3月11日法務省令第23号)第29条, 第30条第3項, 地方財政法第12条 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第2条6項1号	登記の事務は、不動産の所在地を管轄する登記所がつかさどり、その事務は、登記官が登記簿に登記事項を記録することによって行われ、何人も、登記官に対し、手数料を納付して、登記事項証明書や印鑑証明書の交付を請求することができる。 また、地方自治体が処理する権限を有しない事務を行うために要する経費について、国が地方公共団体にその経費の全部又は一部を負担させることは許されない。	公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律によって、法務局の交付事務については官民競争入札の対象とされたことから、発行請求機は国又は民間が設置することになると考えられるが、登記事項証明書並びに法人の印鑑証明書を交付する発行請求機の設置を希望する地域においては地方公共団体が費用の一部を負担することで発行請求機を設置できるようにする。それでも設置が難しい場合は地方公共団体が交付事務の全部又は一部を受託できるようにする。	現在、法務局で交付している登記事項証明書並びに法人の印鑑証明書を指定された市町村の役場等の場所でも交付できるようにする。なお、提案理由は法務局の統廃合による地域住民や企業等の不便を解消するためである。	F	I	法務省においては、証明書発行請求機の設置基準について、現在全国5箇所で開催中の利用状況の把握・検証をもとに、これを本年中に策定・公表することを予定しており、その結果を踏まえて、関係省庁と協議しつつ、乙号事務の包括的民間委託との整合性も見据えながら検討するものとする。	登記事項等証明書発行特区	10300020	浦河町、様似町、えりも町、日高町、平取町	1 北海道	総務省 法務省 内閣府
0520150	債権管理回収業に関する特別措置法上の特定金銭債権の追加	債権管理回収業に関する特別措置法第2条第1項 債権管理回収業に関する特別措置法施行令第1条ないし3条	債権回収会社の取り扱うことのできる対象債権は一定の範囲内に限定され、「特定金銭債権」と定義されている。	債権管理回収業に関する特別措置法第2条第1項に各種金銭債権を追加すべきである	いわゆるサービサーは、資本規模要件や弁護士取締要件が置かれ法務大臣の認可を要するなど一定の厳格な規整を受け、また行為規制としても、大声を上げた一定の時間以外に訪問したりするなどの威迫行為が禁じられるなど、自治体としても金銭債権の回収委託先として活用しやすい。ところが、サービサーが取り扱うことのできる金銭債権は、債権管理回収業に関する特別措置法において特定金銭債権として個別列挙されている。現時点では、この中に金銭債権は含まれておらず、サービサーとしては金銭債権の回収の受託に制約を課されている。このため、同法所定の特定金銭債権に各種金銭債権を追加し、自治体がサービサーを利用しやすくするべきである。このような規制改革を行うことで、自治体としては、業務の適法性・適正性を確保しつつ、債権回収のノウハウを有するサービサーを活用することが可能となる。	C		弁護士法72条は無資格者による業としての他人の債権の取立てを禁止している。金銭債権には、公租公課から契約上の債権まで多種多様なものが含まれるところ、公権力の行使に関するものは中立公平な処理が強く求められるほか、金銭債権の未収事例はいずれも紛争性の度合いが類型的に大きいと認められるから、いずれの金銭債権についてもサービサーの取扱債権に含めることは、弁護士法72条に照らし適当でない。なお、現在国会で審議中(次期国会に継続審議)のサービサー法改正法案(議員提出)においても、金銭債権をサービサーの取扱債権に含める旨の改正は含まれていない。		1051130	個人	13 東京都	総務省 法務省

05法務省非予算(特区・地域再生検討要請回答)

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案番号	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
0520150	債権管理回収業に関する特別措置法上の特定金銭債権の追加	債権管理回収業に関する特別措置法第2条第1項 債権管理回収業に関する特別措置法施行令第1条ないし3条	債権回収会社の取り扱うことのできる対象債権は一定の範囲内に限定され、「特定金銭債権」と定義されている。	債権管理回収業に関する特別措置法第2条第1項に各種金銭債権を追加すべきである	いわゆるサービサーは、資本規模要件や弁護士取締要件が置かれ法務大臣の認可を要するなど一定の厳格な規程を受けており、自治体としても金銭債権の回収委託先として活用しやすい。 他方、サービサーが取り扱うことのできる金銭債権は、債権管理回収業に関する特別措置法において、特定金銭債権として個別列挙されている。このため、同法所定の特定金銭債権に各種金銭債権を追加、自治体がサービサーを利用しやす(するべきである。	C		弁護士法72条は無資格者による業としての他人の債権の取立てを禁止している。金銭債権には、公租公課から契約上の債権まで多種多様なものが含まれるところ、公権力の行使に関するものは中立公平な処理が強く求められるほか、金銭債権の未収事例はいずれも紛争性の度合いが典型的に大きいと認められるから、いずれの金銭債権についてもサービサーの取扱債権に含めることは、弁護士法72条に照らし適当でない。なお、現在国会で審議中(次期国会に継続審議)のサービサー法改正法案(議員提出)においても、金銭債権をサービサーの取扱債権に含める旨の改正は含まれていない。		3003130	市場化テスト推進協議会	13 東京都	総務省 法務省
0520160	中小企業の汚染土壌対策における問題解決の為の緩和措置「少人数私募債」	会社法第702条 会社法第676条	会社法第702条は、会社は、社債を発行する場合には、原則として、社債管理者を設置しなければならないとする。例外として、各社債の金額が1億円以上である場合、または 法務省令で定める場合(会社法施行規則第169条において社債の総額を各社債の金額で除した数が50未満である場合と規定している)のどちらかに該当する場合に限り、社債管理者を設置する義務を免れるとしている。 また、同法第676条は、会社が、募集社債の募集を行う際に定めるべき事項を規定している。	会社法 第702条(社債管理者の設置) 証券取引法第23条、開示省令第14条の15(告知義務) 証券取引法施行令第1条の6(少人数向け勧誘に該当しないための要件) 証券取引法施行令第1条の4(勧誘の相手方が多数である場合) 会社法 第676条に基づき、少人数私募債の1口最低社債額に対し、緩和措置を望むものです。	中小企業者のメッキ工場等、汚染土壌問題を抱える人々にとり、問題解決の可能な当該中間処理施設が可能となることが、高額の工事費が負担となって、汚染土壌の改善・改良が行えないという現状からの脱却(ブラウンフィールドからの脱却)となるための一助となるため、以下の - に対するの緩和措置を望むものである。 会社法 第702条(社債管理者の設置)は、「社債の金額が1億円以下である場合」は委託不要となっているが、これを、「社債の金額が5億円以下である場合」とすること 証券取引法第23条、開示省令第14条の15(告知義務)において、「発行総額が1億円を超える場合」は文書で告知しなければならない、となっているが、これを「発行総額が5億円を超える場合」とすること 証券取引法施行令第1条の6(少人数向け勧誘に該当しないための要件)において、「合計が五十名以上となることとする。」となっているが、これを「合計が五十名以上となることとする。但し、発行総額が5億円以下のものについてはこの限りではないものとする。」とすること、証券取引法施行令第1条の4(勧誘の相手方が多数である場合)において、「五十名以上の者を相手方」となっているが、これを「五十名以上の者を相手方(但し、発行総額が5億円以下のものについてはこの限りではないものとする。)」とすること 会社法 第676条に基づき、少人数私募債の1口最低社債額は、「社債総額を社債の最低額で割った数が49以下」となっていますが、「社債総額を社債の最低額で割った数が49以下であるも、社債総額5億円以下の場合はこの限りでない。」とすること。	E	-	当該要望のうち、 については、会社法第702条の規律の内容を誤解したことに基づくものである。同法第702条は、各社債の金額が1億円以上の場合には社債管理者の設置義務を除外しているところ、当該要望の は、会社法の当該規律が1億円以下の場合に限って社債管理者の設置義務を除外しているとの誤解に基づくものである。 また、当該要望のうち、 についても、同法第676条の規律の内容を誤解したことに基づくものである。同法第676条は、会社が、募集社債の募集を行う際に定めるべき事項を規定しているに過ぎず、「少人数私募債の1口最低社債額」とは無関係の規律である。	土のクリーニング工場特区	1137030	株式会社 ブツカン	11 埼玉県	金融庁 法務省
0520170	戸籍法関係業務の民間委託可能範囲の拡大	戸籍法第1条 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第34条	公共サービス改革法第34条により、戸籍簿等の交付請求の受付及び引渡し業務を官民競争入札の対象とすることが可能	戸籍法関係業務の民間委託可能領域を拡大するため、戸籍法1条に次を追加すべきである。 「市町村長は、その職務の全部または一部を適切と認める民間事業者に委託して行わせることができる。」	戸籍法関係業務については、類似の特区・市場化テスト提案において民間開放になじまないとして否定的な回答が示されてきたところである。しかし、この立論には以下のような疑問がある。そもそも、戸籍業務は原則として公務員が行うべきであるという論理からは、仮に民間に戸籍業務を行わせるとしても、それは緊急時などやむを得ない場合に例外的に行わせるという整理になるはずである。ところが、戸籍関係業務を民間に補助させている立法例では、そのような整理となっていない。たとえば、郵政官署法や公共サービス改革法を待つまでもなく、ほかならぬ戸籍法自体が第55条及び第93条において民間人たる船長に戸籍業務の補助を行わせている。この規定においては、同法51条第2項と比較すれば明らか通り、航海日誌を備えているか否かで民間に業務を委ねるか否かを分けており、緊急時などやむを得ない場合に補助させているのではない。こうした点からすれば、戸籍関係業務は原則公務員が行うべきであるということはずしも論理必然ではない。戸籍関連業務を誰に行わせるかという点は、利便性や合理性、その他諸般の事情を考慮した立法政策上の問題に過ぎないはずである。自治体からは、戸籍関係業務への民間活用による改善を認めるよう多くの要望が提出されている。自治体の声を正面から受け止め、民間委託領域の拡大を積極的に検討すべきである。	C		戸籍法第15条により、戸籍の記載は、届出、報告、申請、請求若しくは囑託、証書若しくは航海日誌の謄本又は裁判によってこれをするとしてされているが、これは、当該事項について最も密接な関係にある者からの届出・報告等によって戸籍の記載をするのが、最も真実に合致し、戸籍の公証力と信頼性が確保されると考えられるからである。したがって、航海日誌を備える船舶の航海中に出生又は死亡があった場合の手続を定めた戸籍法第55条及び第93条は、出生又は死亡の事実を戸籍に記載するための方法を定めた規定であり、船長に、戸籍事務の一部を管掌させる趣旨の規定ではなく、戸籍法が、戸籍事務を民間人が管掌することを予定している根拠規定となるものではない。なお、公共サービス改革法第34条は、民間事業者が自ら戸籍事務の処理を行うことができる業務について特例を設けたものであるが、戸籍情報には、極めてプライバシー性の高い情報が記載されていることから、特に慎重な取扱いが必要であり、戸籍簿等の交付請求についての受付及び引渡し以外に対象業務の範囲を拡大することは困難である。		1051160	個人	13 東京都	法務省
0520170	戸籍法関係業務の民間委託可能範囲の拡大	戸籍法第1条 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第34条	公共サービス改革法第34条により、戸籍簿等の交付請求の受付及び引渡し業務を官民競争入札の対象とすることが可能	戸籍法関係業務の民間委託可能領域を拡大するため、戸籍法1条に次を追加すべきである。 「市町村長は、その職務の全部または一部を適切と認める民間事業者に委託して行わせることができる。」	戸籍法関係業務については、類似の特区・市場化テスト提案において民間開放になじまないとして否定的な回答が示されてきたところである。 しかし、郵政官署法や公共サービス改革法を待つまでもなく、ほかならぬ戸籍法自体が第55条及び第93条において民間人たる船長に戸籍業務の補助を行わせているところであり、戸籍業務を民間に行わせることができなという点には疑問がある。 しかもこの規定は、同法51条第2項と比較すれば明らかであるが、航海日誌を備えているか否かで民間に業務を委ねるか否かを分けており、やむを得ない場合に戸籍業務を補助させているのではない。これは戸籍業務を民間に委ねることの可否は立法政策上の問題であることの証左である。 自治体のニーズを正面から受け止め、民間開放を積極的に検討すべきである。	C		戸籍法第15条により、戸籍の記載は、届出、報告、申請、請求若しくは囑託、証書若しくは航海日誌の謄本又は裁判によってこれをするとしてされているが、これは、当該事項について最も密接な関係にある者からの届出・報告等によって戸籍の記載をするのが、最も真実に合致し、戸籍の公証力と信頼性が確保されると考えられるからである。したがって、航海日誌を備える船舶の航海中に出生又は死亡があった場合の手続を定めた戸籍法第55条及び第93条は、出生又は死亡の事実を戸籍に記載するための方法を定めた規定であり、船長に、戸籍事務の一部を管掌させる趣旨の規定ではなく、戸籍法が、戸籍事務を民間人が管掌することを予定している根拠規定となるものではない。なお、公共サービス改革法第34条は、民間事業者が自ら戸籍事務の処理を行うことができる業務について特例を設けたものであるが、戸籍情報には、極めてプライバシー性の高い情報が記載されていることから、特に慎重な取扱いが必要であり、戸籍簿等の交付請求についての受付及び引渡し以外に対象業務の範囲を拡大することは困難である。		3003160	市場化テスト推進協議会	13 東京都	法務省

05法務省非予算(特区・地域再生検討要請回答)

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案番号	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
0520180	戸籍原簿の設置場所要件の緩和	戸籍法施行規則第7条	戸籍バックアップサーバについては、庁舎外の持ち出しが禁止されている。	戸籍バックアップサーバをセキュリティレベルの高い民間事業者のデータセンターへ設置することを可能とする。	<p>戸籍原簿(戸籍サーバ及び同バックアップサーバ)の市役所庁舎外への設置については、戸籍法第8条並びに戸籍法施行規則第7条により禁止されている。これは、戸籍が極めて高度な個人情報であるとの措置であるが、万が一の事変によってこれらが滅失してしまうといった場合を想定すれば、副本から複製が可能な場合においても、複製作業には相当な時間を要し、戸籍事務に多大な影響を及ぼすことは避けられないものと考え。</p> <p>そこで、バックアップサーバをよりセキュリティレベルの高い民間事業者のデータセンターへ設置することで、戸籍データの安全性を確保し、戸籍制度の信頼性を向上させることを目的とした戸籍原簿の設置場所要件の緩和を提案する。なお、このことについては、過去にも特区提案を行ったが、戸籍原簿の市役所庁舎内設置が「戸籍制度全般の信頼性を維持するための極めて基本的な原則である」との理由から採択されなかった経過がある。</p> <p>しかしながら、あらゆる災害から戸籍データを守るという観点からすれば、庁舎の補強工事も容易でない中小規模自治体よりも、専門家によって24時間監視され、物理的にも耐震性や耐火性に優れている民間事業者のデータセンターを活用した方がはるかに安全性は高いと考える。</p> <p>また、市が管理する鍵で施錠した専用ラックにバックアップサーバを格納し、正規の権限を有する者以外には戸籍データにアクセスできないようシステムの措置を施したうえ、バックアップサーバのハウジングのみを業務委託するというのであれば、民間事業者のデータセンター活用の問題はないものと考え。</p>	C		戸籍法施行規則(以下「規則」という。)第72条により、戸籍事務を電子情報処理組織によって取り扱う場合には、磁気ディスクをもって調製された戸籍簿及び除籍簿に記載されている事項と同一の事項の記録を別に備えなければならないとされている。戸籍バックアップサーバは、同条の同一の事項の記録に該当するものであると考えられ、その保全及び保護に当たっては、戸籍簿及び除籍簿と同様の措置を採る必要がある。同条第3項によって戸籍簿等の持ち出し禁止を定める規則第7条の規定が準用されている。したがって、戸籍バックアップサーバを民間事業者のデータセンターに設置することは困難である。		1 1 2 3 0 1 0	喜多方市	7 福島県	法務省
0520191	戸籍事務及び外国人登録事務のアウトソーシングの推進	戸籍法第1条 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第34条	公共サービス改革法第34条により、戸籍謄本等の交付請求の受付及び引渡し業務を官民競争入札の対象とすることが可能	<ol style="list-style-type: none"> <li>公共サービス改革法に基づく戸籍及び外国人登録の証明事務について、公権力の行使となる交付・不交付の判断を除き、全ての事務処理を委託可能としていただきたい。</li> <li>同法34条において、戸籍証明については代理人等の申請を認めていないが、疎明資料の確認により受付可能としていただきたい。</li> <li>上記1と同様に、戸籍及び外国人登録に係る届出事務についても、受理・不受理の判断を除き委託可能としていただきたい。</li> <li>事務の委託にあたっては、契約類型として指揮命令権のある派遣契約を認めていただきたい。</li> <li>派遣契約の場合、特定業務以外は年数制限があるが、本件特区に限り規制を緩和願いたい。</li> </ol>	<p>【実施内容】 足立区には、17の地区に住民基本台帳・印鑑登録・国民健康保険等に関する事務及び各種証明書を発行している区民事務所がある。これらの事務所や主管課における事務のうち、公権力の行使については区の職員が行い、事務補助として派遣社員にその他の一連の事務を委託することにより、雇用の促進を図ると同時に自治体の行政改革を推進する。さらに、夜間サービスの拡大や休日開庁の拡充に努め区民のニーズに応えていく。</p> <p>【提案理由】 区民事務所の業務委託については、平成19年4月に実施予定で、18年度に条例を定め準備を進めていたが、端末操作及び6業務以外について関係省庁との調整が必要なこと及び6業務についても「受付」と「引渡し」のみの委託では事務が寸断され、委託のメリットが活かされないため実施を見送った。今回の提案では、公権力の行使については区の職員が行うことを明確にした上で、民間の力を導入し官民協働で行政改革を図ると同時に区民サービスの拡充を図るものである。</p> <p>代理人等の申請については、代理人等のみ受付を別にすることは困難であるため要望するものである。派遣契約については、当該事務について受託者側にノウハウがないため、区職員による指揮命令が必要なこと及び官民協働型の公共サービス改革を円滑に行うために採用するものである。</p> <p>【代替措置】 証明発行や届出の際の入力事務については、申請者一件処理であり、大量データを一括に処理することはできない仕組みとなっている。また、入力に際してはパスワードによる管理、或いはアクセスログの採取などセキュリティ対策を講じている。</p>	C		公共サービス改革法第34条は、戸籍事務官掌者たる市町村長の具体的な指揮監督下にあるものとはいえない場合であっても、民間事業者が自ら戸籍事務の処理を行うことができる業務について特例を設けたものであるが、戸籍情報には、極めてプライバシー性の高い情報が記載されていることから、特に慎重な取扱いが必要であり、戸籍謄本等の交付請求についての受付及び引渡し以外に対象業務の範囲を拡大することは困難である。また、第三者請求の場合は、本人確認以外に、請求事由の審査を要するため、受付のみを切り離すことは困難である。ただし、市町村の職員が戸籍事務についての審査及びそれに基づき決定に関する判断業務を行うことを前提として、市町村の庁舎内において、市町村の職員が業務全体について適切に管理できる状況下で、派遣職員等が、事実行為に係る補助業務を行うことは、戸籍法上、否定されているものではないと考えられる。		1 1 5 6 0 2 0	足立区	13 東京都	法務省 厚生労働省 内閣府
0520192	戸籍事務及び外国人登録事務のアウトソーシングの推進	外国人登録法	地方公共団体は、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第34条第1項各号に規定する証明書等の交付の請求の「受付」及び「引渡し」の業務に関して、官民競争入札等の対象とすることができ、入札の結果落札した民間事業者に対して、当該業務を委託するものとする。	<ol style="list-style-type: none"> <li>公共サービス改革法に基づく戸籍及び外国人登録の証明事務について、公権力の行使となる交付・不交付の判断を除き、全ての事務処理を委託可能としていただきたい。</li> <li>同法34条において、戸籍証明については代理人等の申請を認めていないが、疎明資料の確認により受付可能としていただきたい。</li> <li>上記1と同様に、戸籍及び外国人登録に係る届出事務についても、受理・不受理の判断を除き委託可能としていただきたい。</li> <li>事務の委託にあたっては、契約類型として指揮命令権のある派遣契約を認めていただきたい。</li> <li>派遣契約の場合、特定業務以外は年数制限があるが、本件特区に限り規制を緩和願いたい。</li> </ol>	<p>【実施内容】 足立区には、17の地区に住民基本台帳・印鑑登録・国民健康保険等に関する事務及び各種証明書を発行している区民事務所がある。これらの事務所や主管課における事務のうち、公権力の行使については区の職員が行い、事務補助として派遣社員にその他の一連の事務を委託することにより、雇用の促進を図ると同時に自治体の行政改革を推進する。さらに、夜間サービスの拡大や休日開庁の拡充に努め区民のニーズに応えていく。</p> <p>【提案理由】 区民事務所の業務委託については、平成19年4月に実施予定で、18年度に条例を定め準備を進めていたが、端末操作及び6業務以外について関係省庁との調整が必要なこと及び6業務についても「受付」と「引渡し」のみの委託では事務が寸断され、委託のメリットが活かされないため実施を見送った。今回の提案では、公権力の行使については区の職員が行うことを明確にした上で、民間の力を導入し官民協働で行政改革を図ると同時に区民サービスの拡充を図るものである。</p> <p>代理人等の申請については、代理人等のみ受付を別にすることは困難であるため要望するものである。派遣契約については、当該事務について受託者側にノウハウがないため、区職員による指揮命令が必要なこと及び官民協働型の公共サービス改革を円滑に行うために採用するものである。</p> <p>【代替措置】 証明発行や届出の際の入力事務については、申請者一件処理であり、大量データを一括に処理することはできない仕組みとなっている。また、入力に際してはパスワードによる管理、或いはアクセスログの採取などセキュリティ対策を講じている。</p>	C		(外国人登録) 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第34条第1項第3号の外国人登録原票の写し等については、個人のプライバシーに関わるため性質上慎重な取扱いが求められており、民間事業者に委託できるのは交付の請求の「受付」及び「引渡し」に限定されているが、委託できる範囲を証明書の作成等にまで広げる場合、民間事業者に外国人登録原票を利用して業務を行うことを認めなければならない。 外国人登録原票は、原則非公開とされているように、当該外国人の氏名、生年月日等の身分事項だけでなく写真、署名、職業や勤務先等プライバシー度が高い事項が記載されていることから慎重な取扱いが必要であり、民間事業者に対して外国人登録原票の取扱いを認めることは現状では困難である。		1 1 5 6 0 2 0	足立区	13 東京都	法務省 厚生労働省 内閣府
0520200	刑務所の給食の民間委託における入札制度の導入			刑務所の看守等の公務員への給食の喫食数、コストは相当数に上っている。しかし、現在は、法務省関係の共済会や個人商店に委託されており、公的な業務の委託が公明正大に行われていないと判断される。民間の競争力のある企業への委託の道を開いて、看守等への給食サービスの質の確保、支払い費用の負担の抑制を行ってほしい。	刑務所の看守等の公務員への給食の喫食数、コストは相当数に上っている。しかし、現在は、法務省関係の共済会や個人商店に委託されており、公的な業務の委託が公明正大に行われていないと判断される。民間の競争力のある企業への委託の道を開いて、看守等への給食サービスの質の確保、支払い費用の負担の抑制を行ってほしい。	E	-	職員食堂の民間業者への委託については、既に多くの施設で導入されており、公明正大に行われている。 また、国の庁舎等の使用については、「国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱いの基準について(昭和33年1月7日付付蔵管第1号)」により、その用途又は目的を妨げない限度において、使用又は収益の許可をすることができることとされており、その相手の選定に当たっては、原則として公募によって行われている。		1 0 3 8 0 2 0	社団法人日本ニュービ ジネス協議会連合会	13 東京都	法務省

05法務省非予算(特区・地域再生検討要請回答)

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案番号	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
0520210	警察と連携して生活犯罪を防止	刑事訴訟法第189条	警察官は、それぞれ、他の法律又は国家公安委員会若しくは都道府県公安委員会の定めるところにより、司法警察職員として職務を行う。 2 司法警察職員は、犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査するものとする。	警察官の指示のもとに、市町村職員にも特定の事案について捜査権を付与する。	凶悪な犯罪が増加する一方、ゴミの不法投棄、公的給付制度の悪用(不正受給)など、地方行政分野での犯罪行為も後を絶たない。これら事案は違法行為であるため、犯罪捜査の必要性が生じるところであるが、すべての事案を警察が取り締まることは困難である。よって行政側の関係部署職員が、当該事案に係る警察官の職務執行を補助することができれば、より効果的な摘発、予防措置になると同時に、警察においても負担の軽減につながり、より凶悪な犯罪対策に集中できるようになる。そのため、市町村への派遣を受けた警察官の指示のもと、行政職員が違法行為の現認行為、制止行動、関係人への聞き取りなどを行えるようにし、悪質な場合は司法処分につなげられる体制づくりが必要である。 例えば、埼玉県では7月1日より迷惑行為防止条例が施行され、容引き行為等の規制が強化されることになっているが、この取締りの一部を本市でも行うことができれば、条例をより効果的に機能させることができるのではないかと考えている。 そこで、刑事訴訟法第189条の特例として、特区認定市町村においては、管轄の警察署より警察官の派遣を受け、その警察官の指示のもとに、市町村職員にも特定の事案について犯罪捜査に従事できるとし、警察署と連携して地域の安全・安心度を高められるようにしたい。当面、先に挙げた県条例に係るもののほか、ゴミの不法投棄や資源物の持ち去り行為、生活保護費等の不正受給の取締りを想定している。	C	I	刑事訴訟法は、捜査機関として「検察官、検察事務官及び司法警察職員」(例えば198条第1項)と規定しており、私人はあくまで補助者として捜査に関与するものである。捜査権の行使は、様々な視点から全国的なレベルで議論を尽くすべき問題であって、特定の地域においてのみ市町村職員による捜査権を認めることは適当ではなく、地域の特性を生かした規制緩和により地域経済の活性化を図ることを目的とする特区構想とは馴染まない性質のものであると考える。		1 1 4 8 0 1 0	草加市	11 埼玉県	警察庁 法務省
0520220	外国人入国の規制緩和	出入国管理及び難民認定法第2条の2別表	本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これに類似する活動の行うものとして本邦への上陸を希望する者には、在留資格「短期滞在」が許可される。	お見合いのために入国する外国人のためのブライダルビザを新設する。	近年国際結婚が増え、日本の少子化問題も鑑みて、日本人と外国人のブライダル事業を活性化させるべきではないでしょうか。 現在、在留資格で日本に入国するのに27種類のビザがありますが、ブライダル目的で入国することに関しては対応し切れておらず、観光ビザで入国し、婚約しないし結婚してから、再入国するのが現状であり、ブライダル事業の大きな障害となっています。 なぜならば、1つの目的に対し、2度も3度もビザを取らなければならないというのは日本人にとっても外国人にとっても苦痛だからです。 なお、スポーツ選手などが日本に入国してから逃げ、不法就労者になってしまう現状を踏まえ、危険性を防止するために、日本側受け入れ先を歴史のある寺院(宗教法人法成立の昭和28年に成立した宗教法人)や実績のあるブライダル協会(設立から10年以上経過など)に限定し、認定制にすることなどにより、受け入れ側の居場所のはっきりした、お見合い会場も明確なものに限りビザをおろすようにする。	D	—	本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これに類似する活動の行うものとして本邦への上陸を希望する者には、在留資格「短期滞在」が許可されること、本件要望に係る活動は当該在留資格に該当すると考えられるため、現状において、特段の措置を必要としない。 なお、在留資格「短期滞在」で在留中に婚姻手続が整った場合には、在留資格「日本人の配偶者等」への在留資格変更許可申請や在留資格認定証明書交付申請を受理しているところである。		1 0 1 2 0 1 0	個人	27 大阪府	警察庁 法務省
0520230	外国の医師資格者による医療行為の緩和	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令	我が国で医師又は歯科医師として医療活動を行うには、我が国の医師法又は歯科医師法に基づく医師又は歯科医師の資格を有していなければならない。 なお、歯科医師としての業務に従事しようとする場合は、当該業務が、「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令」の「法別表第一の二の表の医療の項の下欄に掲げる活動」の二のイ又はロに該当する必要がある。	外国の医師資格を持つ医師を1病院1名に限り、かつ当該言語を話す患者に限り診察治療に当たらせる。	外国人の起業家を誘致するにあたっては、なによりも生活インフラの整備が必要となる。その観点からすると、安心して生活を進めていくうえで、医療の充実というものは大変重要なものである。そこで、医療を受けるうえで意思の疎通が欠かせないものであることから、外国の医師資格を有する者による医療行為を認め、外国人の患者であっても安心して医療を受けることができるよう、要望するものである。	C		そもそも我が国においては、医師法又は歯科医師法に基づき、我が国で医療行為を行う場合には医師法又は歯科医師法に基づく資格を有することが必要であるため、我が国の医師(歯科医師を含む、以下同じ)資格を有しない外国の医師資格者を、我が国で医療活動を行うものとして受入れることは、たとえ、その医療活動の場所や対象者を限定したとしても、不可能である。		1 0 3 8 0 6 0	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	13 東京都	法務省 厚生労働省
0520240	外国の看護師資格者による看護業務の緩和	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令	我が国で看護師としての業務を行うには、まず、我が国の保健師助産師看護師法に基づく看護師の資格を有していなければならない。 さらに、外国人が看護師としての業務に従事しようとする場合は、当該業務が、「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令」の「法別表第一の二の表の医療の項の下欄に掲げる活動」の四に該当する場合である。	外国の看護師資格を持つ看護師を1病院1名に限り採用し、看護業務に従事させる。	外国人の起業家を誘致するにあたっては、なによりも生活インフラの整備が必要となる。その観点からすると、安心して生活を進めていくうえで、医療の充実というものは大変重要なものである。そこで、医療を受けるうえで意思の疎通が欠かせないものであることから、外国の看護師資格を有する者による看護業務を認め、外国人の患者であっても安心して医療を受けることができるよう、要望するものである。	C		そもそも我が国においては、保健師助産師看護師法に基づき、我が国で看護師としての業務を行う場合には同法に基づく看護師の資格を有することが必要であるため、我が国の看護師の資格を有しない外国の看護師を、我が国で看護師としての業務を行うものとして受入れることは、たとえ、その医療活動の場所や対象者を限定したとしても、不可能である。		1 0 3 8 0 7 0	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	13 東京都	法務省 厚生労働省
0520250	田舎暮らし外国人誘致特区	出入国管理及び難民認定法第22条 永住許可に関するガイドライン	永住許可については、素行が善良であること、独立の生計を営むに足る資産又は技能を有することに加え、かつ、その者の永住が日本国の利益に合すると認めるときに限り許可するものとされ、一般に、引き続き10年以上本邦に在留していることが必要とされていること、外交、社会、経済、文化等の分野において我が国への貢献があると認められる者については当該在留実績について5年以上とされている。	沢山の外国人が第2の人生を過ごす際に、四季があり、安全で水が美味しい日本において永住してもらうことを目的とする。 【永住権】取得の条件緩和をすることにより外国人誘致を積極的に行なう。	【永住権】の軽減を以下のとおりとする。 ・日本へ訪れた回数10回以上かつ日本への通算滞在期間70日以上 ・全国から申請があった市町村に限り住居できることとする。 【結果】 過疎化の村に新たな人材をいれることで活性化し、異文化コミュニケーションが図れ地方の元気を取り戻す。 また、外国人を誘致することにより、スーパーなど生活関連施設の充実し地域活性化となる。 外国人は、充実したセカンドライフを日本で過ごすことで新たな活力を得る。 【入人体制】 ・日本で外国との姉妹都市・提携都市の市長村は、積極的に当該都市の住民を受け入れることにすることでより充実した交流を行なうことができる。	C		在留資格「永住者」については、在留期間の上限を有せず、また、就労制限を有しないものであり、その許否は、当該外国人の素行や独立生計維持能力、また、その者の永住が日本国の利益に合するか否かを考慮しつつ、我が国社会への定着性を考慮した上でなされるものであるところ、複数回の本邦滞在歴があったとしても、それが短期間である場合、また、継続性を有しない場合は、我が国社会に生活の本拠があるとは認められず、また、その許否要件を緩和した場合には、上記のとおり在留期間の上限及び就労制限を有しない在留資格であるために、単純就労が目的の外国人の移民を認めることにつながるから、政府として移民政策をとっていない現状では措置できない。 また、住居を申請のあった市町村に限定する(違反者には何らかの制裁を課す)ことは、現行法制上できない上、「永住者」に対してそのような制限を課すことは適当ではない。		1 0 5 5 0 6 0	(株)パソナシャドーキャビネット	13 東京都	警察庁 法務省

05法務省非予算(特区・地域再生検討要請回答)

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案番号	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
0520260	外国人学生を受入れる教育機関に対する制限緩和	出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令	本邦に「留学生」又は「就学生」として在留するためには、申請人が次のいずれかに該当していることが必要である。 在留資格「留学」：大学若しくはこれに準ずる機関、専修学校の専門課程、外国において十二年の学校教育を修了した者に対して本邦の大学に入学するための教育を行う機関又は高等専門学校に入学して教育を受けること(専ら夜間通学して又は通信により教育を受ける場合を除く。) 在留資格「就学」：本邦の高等学校(定時制を除き、中等教育学校の後期課程を含む。) 若しくは特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校若しくは設備及び編成に関してこれに準ずる教育機関に入学して教育を受けること(専ら夜間通学して又は通信により教育を受ける場合を除く。)	株式会社等が経営する、学校教育法で位置付けられていない教育施設について、適正な在籍管理能力等が認められる場合には、外国人の学生を「留学生」若しくは「就学生」として受入れることを可能とする。	海外からの学生に対して日本で高度なファッション教育を行うことにより、日本を中心に国際的なファッション人材ネットワーク構築を目指し、アジア・ゲートウェイ構想を推進する。  提案理由： 現行制度では、外国人が日本の教育機関で教育を受けようとする場合、大学や専門学校等については「留学生」として、日本語学校等については「就学生」として、外国人学生を受入れることが可能となっている。 しかしながら、株式会社で学校法人格を持たない教育機関の場合、適正な在籍管理能力等が十分にあって、外国人学生を受入れることが認められない。	C		都道府県知事等の認可を受けていない教育施設が留学生、就学生の受入れを希望する場合、まずは、当該教育施設が都道府県知事等の認可を受けるよう指導しているところである。	10740010	エスモード・ジャパン株式会社	13 東京都	法務省	
0520270	播州織産地における外国人研修・技能実習(職種・織布運転)の滞在期間の延長	技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針(平成5年法務省告示第百四十一号)	研修・技能実習に係る滞在期間は、研修活動の期間を合わせて三年以内とされている。	諸外国の青年労働者等を一定期間、日本の産業界に受け入れて、産業上の技術、技能、知識等を修得してもらう仕組みとして、「外国人研修・技能実習制度」がある。 播州織業界では産地組合が織布運転の職種の研修生を受け入れているが、その期間を3年間から5年間に延長する。  在留資格「研修」(1年) + 在留資格「特定活動(技能実習)」(最長2年) 在留資格「研修」(1年) + 在留資格「特定活動(技能実習)」(最長4年)	播州織産地は我が国最大の先染め織物産地であるが、従業者の高齢化や後継者不足等から経営者は将来に希望が得られず、経営意欲を失い廃業する企業が後を絶たず、産地活力の低下が著しい。業界では新商品の開発や展示商談会を開催する等各種の対策を講じているが、若く意欲的な外国人研修生の産地企業への積極的な受け入れを促進し、企業の活性化、ひいては産地の活性化を図る。  (現在、協同組合播州織総合準備センターが受入機関となって、平成16年度から毎年度3名の中国人研修生を受け入れ、同センターが研修・実習を行っている。)	C		研修と技能実習を合わせて最長3年間の滞在が認められるが、これは平成9年に、より高度な技術・技能の修得を目的とする各方面等からの要望によって、最長2年間であったものを最長3年間に延長した経緯がある。一方、低賃金労働力としての研修制度の悪用事案など問題が払拭されない現状が依然としてあり、現状のもとでは滞在期間の延長を認めることは適当でない。	11240080	兵庫県	28 兵庫県	法務省 厚生労働省 経済産業省	
0520280	再入国許可の有効期間の延長	出入国管理及び難民認定法第26条	法務大臣は、再入国の許可(数次再入国の許可を含む。)を与える場合には、当該許可が効力を生ずるものとされた日から三年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとされている。	再入国許可申請の有効期間は通常3年であるが、外国人研究者の場合、在留期間が最大5年に延長されていることから、「再入国許可の有効期間の延長」を可能とする。 なお、申請時に有効期間の延長を希望する場合は、受入機関より再入国許可申請の延長が必要であることを証する資料を提出することで、当該有効期間の延長(最大在留期間まで)を個別に判断するものとする。	世界最大の大規模放射光施設Spring-8を擁し、先端分野に関わる放射光研究が展開されている播磨科学公園都市の特性を活かし、これまで外国人研究者の受入れ促進を図ってきた。 さらに再入国許可申請の見直しにより外国人研究者の研究環境を整えることで、人材の集積を強化し、研究開発成果の実用化や新産業創出による地域全体の経済活性化を目指す。 提案理由： 播磨科学公園都市では外国人研究者が特区の特例措置を活用し、最大5年間の在留期間を利用して研究プロジェクト等に参加している。研究内容によっては海外の研究機関や学会等への出張も多く、頻りに再入国を繰り返すが、再入国許可申請ではその有効期間は通常最大3年であり、在留期間中に再度申請を行わなければならない。「特定研究活動」の場合、在留期間と再入国許可の有効期間に差があること、また申請にあたり手数料等も発生することから、再入国許可の延長を行うことにより研究者の負担を軽減したい。 なお、再入国許可申請時に有効期間の延長を希望する場合は、延長が必要であることを証する資料(受入機関からの在籍証明、必要性を示す資料等)をあわせて提出することで、個別に判断するものとする。	F		特定研究活動等に従事するいわゆる高度人材の再入国許可制度の見直しについては、「規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)」を踏まえ、新たな在留管理制度の構築を前提として、諸外国における高度人材向けの処遇の在り方や在留資格毎の特性なども踏まえつつ、平成19年度検討、結論し、遅くとも新たな在留管理制度の構築に係る関係法令の施行までに措置することとしている。	11940020	兵庫県、たつの市、上郡町、佐用町	28 兵庫県	法務省	
0520290	外国人の起業規制緩和特区	出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令	在留資格「投資・経営」の在留資格については、経営を行う外国人について、投資の規模として、「2人以上の本邦に居住する者で常勤の職員が従事して営まれる規模のもの」であることが要件とされている。また、その規模要件を具体的に数値化し、投資額を500万円以上としている。	特区において、入国管理法上の「投資・経営」の資格基準の要件を緩和し、外国人の起業を促し、活性化へつなげる 【資格基準の要件緩和】 2人以上の常勤職員の雇用 人数規制をなくす 個人での事業立ち上げも可能とする 年間投資額500万円以上 投資額下限の引下げ(100万円)	提案理由)外国のノウハウやビジネスアイデアを輸入することで日本全体の活性化を図る。  内容)「投資・経営」資格基準の要件緩和を実施することで、個人での起業も可能な「外国人起業特区」をつくる。  効果)日本経済の活性化、長期的には、外国人の来日や観光客の増加にも繋がる。	C		在留資格「投資・経営」は日米通商航海条約第1条等の規定を受けて相当額の資本を投資した企業の経営者、管理者について、その活動が専門的技術、知識等を要するか否かに関わりなく、入国を認めるものであり、投資要件等の緩和は困難である。なお、在留資格「投資・経営」に係る「2人以上の常勤職員が従事して営まれる規模」の要件は、事業の規模の要件であり、本邦に居住する2人以上の常勤職員が従事して営まれる「規模」が確保されれば、必ずしも2人以上の常勤職員を雇用することが適合条件となるものではない。前述した「相当額の投資」とこの「規模」を具体的に数値としたのが投資額500万円の要件である。 相当額の投資を行っていることは前述の条約の規定の適用の要件となり、当該外国人の本邦における在留の必要性の根拠となるものであり、また、規模の要件としては、当該外国人に係る事業が本邦において安定的かつ継続的に行われるものが否かを審査するため設けられているものであるため、これ以上要件の緩和は困難である。	1055130	(株)パーソナドールキャピネット	13 東京都	警察庁 法務省 厚生労働省	
0520300	外国人起業家の在留期間延長	出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項 出入国管理及び難民認定法施行規則第3条、別表第2	外国人の適正な在留管理を図ることを目的として、最長三年の一定期間ごとに外国人の在留中の活動状況等を確認し、引き続き在留を認めることの可否を決定する仕組みとなっている。	いわゆる外国人起業家につき、在留期間最長3年を5年に延長する。	当該地域における外国人による起業を促進し、地域経済の活性化ひいては日本経済の活性化と雇用維持拡大を図る。少子高齢化が急速に進んでいるわが国において、開業率を引き上げて廃業率を上回らせ、もって経済の活性化と雇用の維持拡大を図るためには、起業主体としての外国人に期待するところ大である。その国家的必要性に鑑み、提案するものであります。	F		外国人起業家のうち、研究者であって、わが国で行う特定の分野の研究成果を利用して当該分野に該当する研究若しくは研究の指導と関連する事業を自ら経営する活動を行うものについては、在留資格「特定活動」として在留期間5年が許可されることとなっているところ、「規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)」において、我が国の経済等に貢献する知識や技術を有するその他の高度な人材についても、在留期間の上限を見直し、専門的・技術的分野の外国人労働者については、在留資格取消し制度の運用状況の安定、新たな在留管理制度の構築を前提に、在留資格毎の特性に応じ、外国人の勤務先に一定の要件を設けるなどの措置も講じた上で、在留期間の上限を5年程度に引き上げることについて、遅くとも平成21年通常国会までに関係法案を提出することとされていることから、これを踏まえ、関係省庁と連携しながら、検討を重ねていくこととしている。					

05法務省非予算(特区・地域再生検討要請回答)

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項番号	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
0520310	「投資・経営」(高度人材に係るもの以外)及び「技術」「人文知識・国際業務」の在留期間の伸長	出入国管理及び難民認定法第2条の2 出入国管理及び難民認定法施行規則別表第2	外交、公用、特定活動及び永住者の在留資格以外の在留資格に伴う在留期間は、三年を超えることができない。	「投資・経営」(直接事業に投資し経営をする外国人、高度人材に係るもの以外)及び「技術」「人文知識・国際業務」(資本金5億円以上の本社設置外資系企業の外国人社員)の在留期間「3年または1年」を「5年または3年または1年」に改め、同資格での在留を最長5年間とする。	政府が推進する対日投資の拡大を踏まえ、古くから港を通じて海外に門戸を開き、国際都市として発展してきた兵庫・神戸は、世界的な外資系企業が本社を設置し、また、外国人による起業も多い。これらが、地域経済を支える大きな柱となっており、経済活動を円滑にする措置が必要である。活力ある地域経済発展に向けて、事業に直接投資し経営する外国人に対する事業定着に必要な経営専念期間の伸長を図るとともに、神戸に本社を有するグローバル企業の経営の拡大のため、外国人社員の在留期間の伸長を図る。	F		「規制改革推進のための3か年計画(平成19年6月22日閣議決定)」を踏まえ、関係省庁と連携し、措置の前提である新たな在留管理体制の整備と併せて検討し、遅くとも平成21年通常国会までに関係法案を提出する。また、法務省においては、平成19年2月に法務大臣の私的懇談会である出入国管理政策懇談会の下に在留管理専門部会を設置し、外国人の在留管理の在り方について検討し、19年度末を目処に法務大臣に検討結果を報告することとしており、当該検討結果も踏まえて具体的検討を進める。		1 1 6 0 0 1 0	兵庫県、神戸市	28 兵庫県	法務省
0520320	「投資・経営」、「技術」、「人文知識・国際業務」の在留資格を有する外国人の親への長期在留資格の付与	出入国管理及び難民認定法第2条の2 別表	出入国管理及び難民認定法別表第一の一から五の上欄の在留資格(外交、公用、短期滞在、家族滞在を除き、特定活動)においては、イ又はロに該当するものに限る。)をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動を行うものについては、在留資格「家族滞在」又は「特定活動」をもって在留を許可している。	「投資・経営」(直接事業に投資し経営をする外国人及び資本金5億円以上の本社設置外資系企業の外国人経営者)及び「技術」「人文知識・国際業務」(資本金5億円以上の本社設置外資系企業の外国人社員)の在留資格を有する外国人の扶養を受け同居する親が行う活動を「特定活動」として許容される活動に追加する。	政府が推進する対日投資の拡大を踏まえ、古くから港を通じて海外に門戸を開き、国際都市として発展してきた兵庫・神戸は、世界的な外資系企業が本社を設置し、また、外国人による起業も多い。これらが、地域経済を支える大きな柱となっており、経済活動を円滑にする措置が必要である。事業に直接投資し経営する外国人やグローバル企業の経営者・社員といった、兵庫・神戸の経済活力向上において必要不可欠な人材が、親の問題で入国を断念することがないよう、親の同居を求めるものである。	C		本要望は、実質的に在留資格「家族滞在」の範囲拡大を求めるものであるところ、当該措置の実施は、長期滞在、定住化を進めることとなるため、政府として移民の受入れ政策をとっていない以上、家族滞在の範囲を拡大して受入れを行うことはできない。なお、本国において他に身寄りがなく扶養を受けなければ生活できない者や高齢、病気治療等特別な事情が認められる者の場合は、現在も個別の判断により在留を認めているところである。		1 1 6 0 0 2 0	兵庫県、神戸市	28 兵庫県	警察庁 法務省
0520330	在留資格「人文知識・国際業務」の実務経験年数の撤廃	出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令	申請人が外国の文化に基礎を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事しようとする場合は、以下のいずれにも該当することが必要。 翻訳、通訳、語学の指導、広報、宣伝又は海外取引業務、服飾若しくは室内装飾に係るデザインその他これらに類似する業務に従事すること。 従事しようとする業務に関連する業務について3年以上の実務経験を有すること(ただし、大学を卒業した者が翻訳、通訳又は語学の指導に係る業務に従事する場合は、この限りでない。)	「特定家族滞在活動」で在留している外国人研究者の配偶者について、母国語を活用して就労するために「人文知識・国際業務」(うち国際業務)へ在留資格の変更を行う場合に要求される実務経験年数(3年以上)の撤廃を求める。	世界最大の大規模放射光施設SPring-8を擁し、先端分野に関わる放射光研究が展開されている播磨科学公園都市の特性を活かし、これまで外国人研究者の受入れ促進を図ってきた。さらに外国人研究者の配偶者についても、社会活動への積極的な参加を可能とすることで、家族での滞在がしやすくなり、より魅力的な研究環境の提供が可能となる。これにより、優秀な人材の集積を図り、研究開発成果の実用化や新産業創出による地域全体の経済活性化を目指す。 提案理由: 播磨科学公園では外国人研究者が特例措置を活用し、長期(最大5年間)で研究プロジェクト等へ参加している。多くの外国人研究者は家族での滞在を望んでいるが、長期滞在のため家族も積極的な社会活動への参加を希望されており、日本の生活における障害となっている。そこで、「特定家族滞在活動」の資格を持つ外国人研究者の配偶者が母国語を活用して外国語学校等で就労するため、「人文知識・国際業務」(うち国際業務)への在留資格変更する場合に要求される実務経験年数要件を撤廃することで、積極的な社会活動への参加を可能とし、外国人研究者の受入れ環境の向上を図りたい。(国において、国家資格等の相互認証など、現状の学歴・実務経験要件と同レベルであることの客観的な評価体制の整備に取り組むよう求める。)	C		専門的分野における活動を行う知識・経験を有する者か否かを判断するため、実務経験年数要件の撤廃を行うことは困難である。一律に要件を緩和することは、単純労働者の受入れにつながるものでもあることから、政府として外国人労働者受入れに係る基本政策を変更することなく、措置を行うことは困難である。		1 1 9 4 0 3 0	兵庫県、たつの市、上郡町、佐用町	28 兵庫県	法務省 厚生労働省
0520340	「人文知識・国際業務」(うち人文知識)の必要経験年数の緩和	出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令	申請人が人文科学の分野に属する知識を必要とする業務に従事しようとする場合は、従事しようとする業務について、これに必要な知識に係る科目を専攻して大学を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受け又は従事しようとする業務について十年以上の実務経験(大学、高等専門学校高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該知識に係る科目を専攻した期間を含む。)により、当該知識を習得していることが必要	「人文知識・国際業務」(うち人文知識)の在留資格に係る基準において要求される実務経験年数を「10年以上」から「4年以上」に緩和する。	政府が推進する対日投資の拡大を踏まえ、古くから港を通じて海外に門戸を開き、国際都市として発展してきた兵庫・神戸は、外国・外資系企業の経済活動も活発で、地域経済を支える大きな柱となっている。近年、兵庫・神戸への直接投資件数が増加し、「人文知識」の在留資格者の人材確保が重要となっている。地域への一層の投資促進をはかるため、財団法人日本国際教育支援協会が実施する「日本語能力試験」の1級合格かつ、独立行政法人日本貿易振興機構が実施する「BJTビジネス日本語能力テスト」で530点以上取得者に限り、「人文知識」の必要経験年数を緩和する。	C		専門的分野における活動を行う知識・経験を有する者か否かを判断するため、実務経験年数要件の撤廃を行うことは困難である。一律に要件を緩和することは、単純労働者の受入れにつながるものでもあることから、政府として外国人労働者受入れに係る基本政策を変更することなく、措置を行うことは困難である。		1 1 6 0 0 4 0	兵庫県、神戸市	28 兵庫県	法務省 厚生労働省
0520350	在留資格「人文知識・国際業務」の必要な知識に係る科目専攻要件の撤廃	出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令	申請人が人文科学の分野に属する知識を必要とする業務に従事しようとする場合は、従事しようとする業務について、これに必要な知識に係る科目を専攻して大学を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受け又は従事しようとする業務について十年以上の実務経験(大学、高等専門学校高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該知識に係る科目を専攻した期間を含む。)により、当該知識を習得していることが必要	「人文知識・国際業務」の在留資格認定基準の1つである「従事しようとする業務について、これに必要な知識に係る科目を専攻して大学を卒業する」ことの業務必要知識の専攻要件を緩和し、大学を卒業すれば、日本人の就職と同様に、一般事務、営業、企画業務等に就労することを認める。	優秀な外国人が姫路に留学、就職することにより、姫路地域の活性化を図る。具体的には、姫路獨協大学留学生が卒業後日本で就職する場合には、通訳業務、貿易業務に捕らわれず、一般事務、営業、企画業務等の職種で就労を認めることにより、就職の機会が増大することになる。日本で就職を希望する留学生が、姫路獨協大学への入学を希望することにつながり、また、その留学生が姫路地域を中心に就職することが期待できるため、優秀な人材を姫路地域に招聘できることとなる。 また、人口減少が必至となる日本において、将来、外国人受入れを拡大する場合のモデルケースとなる。	C		我が国は、政府の方針として、専門的、技術的分野における外国人労働者については積極的に受入れることとし、いわゆる単純労働者については受入れを認めないが、在留資格「人文知識・国際業務」に係る基準は、当該外国人が専門的、技術的な知識等を有するかどうかを審査するために設けられており、特に、我が国で労働を目的として在留を希望する外国人が、過去に大学等においてどのような専門的知識等を修得したのかを判断する上で学歴要件は必須であり、その撤廃は困難である。 なお、運用として、当該外国人が大学等において修得した専攻科目の内容と、本邦において従事しようとする業務に関連性が認められれば、その他の条件に適合していることを条件に、在留資格「人文知識・国際業務」を許可することとしている。		1 0 8 9 0 0 1 0	学校法人獨協学園 姫路獨協大学、姫路商工会議所	28 兵庫県	法務省 厚生労働省

05法務省非予算(特区・地域再生検討要請回答)

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案番号	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
0520360	「技術」の必要経年数の緩和	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令	申請人が自然科学の分野に属する知識を必要とする業務に従事しようとする場合は、従事しようとする業務について、これに必要な知識に係る科目を専攻して大学を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受け又は従事しようとする業務について十年以上の実務経験(大学、高等専門学校高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該知識に係る科目を専攻した期間を含む。)により、当該知識を習得していることが必要	「技術」(情報処理に関する技術又は知識を要する業務に従事する外国人)の在留資格に係る基準において要求される実務経年数を「10年以上」から「4年以上」に緩和する。	政府が推進する対日投資の拡大を踏まえ、古くから港を通じて海外に門戸を開き、国際都市として発展してきた兵庫・神戸は、外国・外資系企業の経済活動も活発で、地域経済を支える大きな柱となっている。日本の情報産業等において、IT技術者等が不足し、海外からのIT技術者等の受入が増加している。そこで、地域経済の活性化のため、情報産業界で世界的な認知度が高い民間ベンチャー資格を取得し、高度な技術力が証明できる外国人について「技術」の必要経年数を緩和する。	C			1160030	兵庫県、神戸市	28 兵庫県	法務省 厚生労働省	
0520370	「企業内転勤」の転勤前関連業務従事要件の緩和	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令	転勤の直前に外国にある本店、支店その他の事業所において一年以上継続して出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技術の項又は人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる業務に従事していることが必要	「企業内転勤」の在留資格に係る基準において要求される関連業務経年数を「1年以上」から「6ヶ月以上」に緩和する。	政府が推進する対日投資の拡大を踏まえ、古くから港を通じて海外に門戸を開き、国際都市として発展してきた兵庫・神戸は、外国・外資系企業の経済活動も活発で、地域経済を支える大きな柱となっている。規制改革、民間開放推進3か年計画において、海外からの外国人転勤者に関する在留資格について見直しを検討されている。外国・外資系企業がビジネスを展開するための要員を本社から調達する場合、適切な人材が確保できるよう従事期間の緩和を図るものである。	C		在留資格「企業内転勤」は外国で活躍している職員を技術又は人文知識・国際業務の在留資格とは異なる簡易な要件の下に受入れられるものであることから、在留資格「技術」等の在留資格で規定している実務経年数等をの要件を課していないものであり、活動に従事した期間を短縮することは困難である。なお、外国での業務従事経験がない者であっても、在留資格「技術」又は「人文知識・国際業務」に係る要件を満たす場合には、入国が可能である。		1160050	兵庫県、神戸市	28 兵庫県	法務省 厚生労働省
0520380	「投資・経営」の「事業所の確保(存在)」の認定の緩和	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令	在留資格「投資・経営」の在留資格については、経営を行う外国人について、当該事業を営むための事業所として使用する施設が本邦に確保されていることとされている。	「投資・経営」の在留資格に係る基準において、起業する場合における基準である「事業を行う設備等を備えた事業目的占有の部屋を有すること」を「住居内部における事業専用の居室や間仕切り等により分離された事業専用のスペースを有すること」に緩和する。	政府が推進する対日投資の拡大を踏まえ、古くから港を通じて海外に門戸を開き、国際都市として発展してきた兵庫・神戸は、留学生などを中心に、外国人による起業も多く、これらが、地域経済を支える大きな柱となっている。外国人が起業する場合、資力が十分でなく、また一人で会社を立ち上げることが多いが、その場合、「住居」を「事業所」として起業したいというニーズが多い。外国人の起業を促進し地域経済の活性化を図るため、「住居」を「事業所」として申請する場合の要件の緩和を図るものである。	D		当該規定は、本邦において経営を開始しようとする外国人による事業が安定的かつ継続的に運営されることを確保するため設けられているものであるが、住居として賃借している物件の一部を使用して事業が運営されるような場合には、当該法人が事業を行う設備等を備えた事業目的占有の部屋を有していることを要件の一つとして課しているところ、本件要望にある内容からは、個別的に審査し、現行のまま対応することが可能であると考えられる。		1160060	兵庫県、神戸市	28 兵庫県	警察庁 法務省 厚生労働省
0520390	外国企業による新規事業拠点創設時に必要な外国人材向け在留資格認定手続き簡素化	平成17年7月26日付け法務省管第3260号 特区法(別表1の512)	本邦に支店等を有しない外国企業が本邦で支店等の開設準備を行うに際し、地方公共団体等がその所有施設を事業拠点として提供する場合に、当該企業の職員に対し、入国時から「企業内転勤」の在留資格を付与している。また、地方公共団体等が助成の対象として指定する等した施設を事業拠点として提供する場合においても、一定の要件の下、当該企業の職員に対し、入国時から「企業内転勤」を付与する「地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業」を特区区内限りで実施している。	【内容】 期間更新により「短期滞在」を最大180日間付与することにより運用されている現行制度に関して、事業拠点設置準備段階にふさわしい在留資格の創設、もしくは、事業拠点設置準備段階から「投資・経営」「企業内転勤」等の在留資格の付与	【実施内容】 外国企業が新規の事業拠点を創設する段階において、拠点立上げ業務を担当する外国人が日本で活動する際に利便性の高い在留資格制度を創出する。 【提案理由・目的・効果】 当地へ進出予定の外国企業で一定の要件を満たす者については、拠点設置の準備段階から活動目的に合致した留資格を与えることで、拠点設置に必要な活動の円滑化を図り、アジアをはじめとする外国企業の対日投資を促進に資する。在留資格「短期滞在」では、最大180日間までしか期間が認められていないことから、日本法人及び日本支店設置業務に必要な行為(銀行口座の開設、オフィスや住宅の賃借契約など)が在留資格「短期滞在」だからという理由で行いにくい現状にある。よって、拠点設置に限定した留資格を創設するか、「投資・経営」などの既存の在留資格の付与要件を緩和することにより、日本国内における拠点設置の準備を進める外国人に対する社会的な信用度も高く評価されると考えられ、対日投資の増加を図れるからである。	D		平成15年9月12日の構造改革特別区域推進本部決定に基づき、16年4月から、本邦に支店等を有しない外国企業が本邦で支店等の開設準備を行うに際し、地方公共団体等がその所有施設を事業拠点として提供する場合に、当該企業の職員に対し、入国時から「企業内転勤」の在留資格を付与する「外国企業支店等開設促進事業」を実施していたところ、当該特例措置については、17年2月9日の構造改革特別区域推進本部決定において全国展開が決定されたことから、同年9月から全国で実施している。さらに、本邦に支店等を有しない外国企業が本邦で支店等の開設準備を行うに際し、地方公共団体等が助成の対象として指定する等した施設を事業拠点として提供する場合においても、一定の要件の下、当該企業の職員に対し、入国時から「企業内転勤」の在留資格を付与する「地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業」を平成18年1月から特区区内限りで実施している。以上のことから、現行で対応が可能であると思われる。	福岡・アジア ゲートウェイ構 想	1187160	福岡市	40 福岡県	警察庁 法務省 厚生労働省
0520400	IT技術者など高度外国人材活用のため就労準備研修ができる在留資格の創設又は要件緩和	出入国管理及び難民認定法第2条の2別表	本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これに類似する活動の行うものとして本邦への上陸を希望する者には、在留資格「短期滞在」が許可される。	【内容】 人材派遣・人材紹介・人材開発等の事業者が実施する日本社会・日本企業適応化のための半年程度の研修を受講する場合の在留資格「特定(就労準備)研修」の創設 専修学校専門課程の修業年限規制(現行1年以上)を緩和し、就業準備に限定した修業年限1年未満の教育課程を認め、同課程に留学できるようにする。	【実施内容】 日本滞在経験が無い高度外国人材が日本企業で円滑に就労できるよう、生活体験をしながら、半年程度、日本社会に習熟し、日本企業に適合させる就労準備研修を行なう。 【提案理由・目的・効果等】 人材派遣会社等は、顧客企業の需要に応じ、本国内で研修した外国人技術者の派遣事業等を実施しているが、就業前の日本社会習熟期間に対応する在留資格が無い。結果「昨日まで本国、明日から日本の職場」となり、トラブルや離職の要因となっている。就労準備研修による円滑活用、定着性向上は、人材確保の日本企業、キャリアパスを図る本人の双方にとって有益であり、当該研修のための在留資格の創設が必要である。 参考とすべきものに、専修学校や大学が、文科省と経産省からの受託事業として行う「留学生対象就職支援事業」があり、外国人技術者向けの研修においてもこうした経験を活かし、高等教育機関による実施も想定される。しかし最も修業年限が短い専修学校専門課程で現行で1年以上という修業年限規定があり、これを研修内容に則した形で1年未満の修業年限も可能とする必要がある。 ヒヤリングによれば「専修学校」のほか、「人材派遣業」「人材紹介開発業」「各種学校」の参入も想定され、専修学校が参入する際の「留学」在留資格要件緩和と、その他の事業者が参入する際の「新たな在留資格の創設」の双方から検討しておく必要がある。	D		短期間本邦に在留し、人材派遣会社等による日本企業や日本社会への適合のための研修を行う場合、在留資格「短期滞在」での上陸が許可されるため、特段、新規の在留資格の創設や資格要件の緩和は必要ないと思われる。	福岡・アジア ゲートウェイ構 想	1187170	福岡市	40 福岡県	警察庁 法務省 文部科学省 厚生労働省

05法務省非予算(特区・地域再生検討要請回答)

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案番号	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
0520410	起業準備外国人留学生への在留資格緩和または創設	平成16年2月26日付け法務省管第1181号	在留資格「留学」をもって在留していた外国人が、所属していた大学等の推薦などを受けて卒業後に就職活動を行う場合は、最長180日間の在留を認められることとなっている。	【内容】 外国人留学生が卒業後、会社等を設立する場合は、その準備活動を行うための在留資格の変更は認められていない。そのため、外国人留学生が日本で起業する場合の準備活動に必要な在留資格を創設する。	【実施内容】 外国人留学生が卒業後、日本の企業に就職する準備活動中に在留資格が付与される場合と同じように、外国人留学生が卒業後に起業する場合においても、その準備活動中にも在留資格を付与することにより、日本で学んだ留学生の日本での事業活動の機会を増やし、高度外国人材の誘致を促進する。	F		特区第10次提案(管理コード050210)に基づき、現在、大学等を卒業後の留学生の起業活動について規定するため、通達作成等の所要の措置を行っているところである。	福岡・アジアゲートウェイ構想	1187180	福岡市	40 福岡県	警察庁 法務省
0520420	留学生の民間企業によるインターンシップ受入が可能となる在留資格要件の緩和	出入国管理及び難民認定法第19条	資格外活動については、現に有している在留資格に属しない収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を本来の在留活動を阻害しない範囲内で行う場合に限り許可される。 留学生のアルバイトを目的とする資格外活動については、これを通じて得られる我が国社会への理解、生活費負担の軽減、学生のアルバイトに対する社会的認識等にかんがみ、時間及び稼働先に関する一定の制限の下に、一律かつ包括的な許可を付与している。	【内容】 留学生が働く場合は、資格外活動許可が必要であり、その労働時間は、1週につき28時間以内と制限されている。 このため、留学生が夏休み以外にも当該企業等の就業時間と同じ就業時間でインターンシップによる実習が可能となるよう、インターンシップの場合に限り留学生の労働時間に関する規制を緩和する。	【実施内容】 留学生の在留資格要件の緩和により、留学生の日本企業等での就業機会の拡大及び企業等が優秀な留学生を育成・獲得できる機会を創出する。 【提案理由・目的・効果等】 留学生の企業でのインターンシップ実習が可能となれば、日本での就業機会の拡大につながるため、留学生にとって日本留学が極めて大きな魅力となる。また、企業等においても優秀な留学生の育成・獲得が期待される。	C		留学生はそもそも勉学の修得を目的として入国・在留しているものであり、就労を目的としているものではなく、これ以上資格外活動許可の要件緩和を行うことはできない。 また、週28時間は通常の労働者の勤務時間の約3分の2に当たり、これ以上就労を認めるのであれば、労働者の受入れ問題として考えるべきものである。	福岡・アジアゲートウェイ構想	1187190	福岡市	40 福岡県	警察庁 法務省 厚生労働省
0520430	「研究交流ビザ(仮称)」の創設	出入国管理及び難民認定法第2条の2別表	本邦において教育活動を行う場合には「在留資格」教授、や「教育」が、研究を行う場合には「研究」や「文化活動」が、大学等での講義を受講する場合には「留学」が、また、短期間のフォーラム等への参加には「短期滞在」がそれぞれ該当する。	【内容】 各国の教員及び学生等が半年間日本の出入国を行えるような「研究交流ビザ(仮称)」・新規在留資格を創設する。	【実施内容】 例えば、半年間の教育・研究等を行うような人材や福岡で開催されるフォーラム等への出席のみに入国する研究者等を福岡に呼び込めるような「研究交流査証」・新規在留資格を創設する。 【提案理由・目的・効果】 海外の教員・学生及び研究者が福岡の大学や会議等において、教育・研究活動及び講演活動を行うことや海外の学生が福岡の大学で半年間(一年間未満)の講座等を受講しようとする場合、既存の「数次査証」及び在留資格「短期滞在」を取得して受講することが考えられるが、「数次査証」は、対象者の要件が厳しく、学生は要件に該当しない。また、在留資格「短期滞在」は、一度延長しても180日間までしか認められなく、また、更新されるかどうかかわからない。以上の点から、半年間という期間を対象にした査証・在留資格の創設が必要である。また、この査証に限っては、福岡でのフォーラム等への出席のみを目的に入国する場合は必要書類が簡素化できるものとする。この査証の創設により、福岡においてアジア諸国の情報・人材・技術等のネットワークの構築が進み、アジア諸国との協力・連携を促進することができる。と考える。	D	-	本件要望にあるような活動を行う場合には、左記「制度の現状」に記載したとおり、現行の在留資格で対応できるものばかりである。 なお、各在留資格に対応する在留期間については、許可された期間の全てを本邦で滞在する必要はなく、本邦で行う活動が終了した時点で帰国することに何らの制限もないので、あえて現行の規定よりも短期間の在留期間を設ける必要性はない。	福岡・アジアゲートウェイ構想	1187200	福岡市	40 福岡県	警察庁 法務省 外務省
0520440	自治体交流モデル地区として外国人ケアワーカー受入のための在留資格要件の緩和		ワーキング・ホリデー制度は、二国間協定を基に、実施国双方の青少年に相手国の文化を学び、一般的な生活様式を経験する機会を提供するため、一定期間、休暇を主目的とする青少年に対し、その間の旅行資金を補うため付随的に働くことを含め入国を認めている。	福岡市とケアワーカーの養成を行っているアジアの都市との間で自治体交流モデルとしてケアワーカーの受入に関する協定を結び、二都市間のみの適用となるワーキングホリデー制度を創設する。 就業ビザの在留資格(介護・看護等)を新設する。	【実施内容】 二国間ではなく、二都市間を対象としたワーキングホリデー制度の創設もしくは外国人ケアワーカーが日本で就労できる在留資格の創設を求めるもの。 【提案理由・目的・効果等】 現在、本市においては、外国人ケアワーカーの受入を検討している企業が複数あり、今後、少子高齢化が進行する時代背景を踏まえ、先行モデル地区として外国人ケアワーカーの受入を進めたいと考えている。また、この人的交流の促進により、アジアにおける高度人材ネットワークのハブを目指したいと考えている。	C		ワーキング・ホリデー制度は、実施国双方の青少年に相手国の文化を学び、一般的な生活様式を経験する機会を提供するため、一定期間、休暇を主目的とする青少年に対し、その間の旅行資金を補うため付随的に働くことを含め入国を認めるものである。ご提案のように企業においてケアワーカーとして採用されることを前提に入国を認めるものではない。 また、就業ビザの在留資格(介護・看護等)を創設するご提案もあるが、これらの提案は、外国人労働者の受入れとして扱うべきであり、政府として、国内労働市場への影響等も勘案した上で検討する必要がある。	福岡・アジアゲートウェイ構想	1187210	福岡市	40 福岡県	法務省 外務省 厚生労働省
0520450	CIQ対応の特例(船内での入国審査等の実施)		本邦に上陸しようとする外国人は、その者が上陸しようとする出入国港において、所定の手続きにより、入国審査官に対し上陸の申請をして、上陸のための審査を受けなければならない。	【内容】 中国人旅行者の接岸前でのCIQ手続き可能分野の拡大(船内での入国審査等の実施)	【実施内容】 円滑な入国が困難なほどの数の団体中国人旅行者が入国する際は、船内での入国審査を実施する等、接岸前の入国審査方法を拡大することにより、旅行者の円滑な入国を可能とする。 【提案理由・目的・効果等】 現在、九州や沖縄においては、大型クルーズ船での団体中国人旅行者の入港が行われているが、接岸後のCIQ手続きに非常に時間がかかることがあり、旅行者からのクレームの原因となっている。上記の対応により、入国審査の負担の軽減や旅行代理店へのクレーム対応が可能となり、中国人旅行者の満足度が向上するとともに、国内での滞在時間及び消費も拡大し、地域経済の活性化に貢献する。また、アジアゲートウェイ特区での今後のインバウンド拡大も期待される。	C	-	船内での出入国審査については、海港の離発着の状況、船舶の設備、入管職員の人員体制の状況等に応じて、可能な限り対応を実施している。 しかしながら、博多港においては、十分な審査設備が設けられているところ、入管職員の人員体制の状況をかんがみれば、個々の船舶に乗船して審査を実施することよりも、海港の審査設備において一括して審査を実施することがより効率的である。と考える。	福岡・アジアゲートウェイ構想	1187220	福岡市	40 福岡県	法務省 財務省 厚生労働省 農林水産省
0520460	寄港地上陸許可手続の簡素化	出入国管理及び難民認定法第14条	船舶等に乗っている外国人で、本邦を経由して本邦外の地域に赴こうとするもの(乗員を除く。)が、その船舶等の寄港した出入国港から出国するまでの間72時間の範囲内で当該出入国港の近傍に上陸することを希望する場合において、その者につき、その船舶等の長又はその船舶等を運送する運送業者の申請があったときは、当該外国人に対し寄港地上陸許可をすることができる。	寄港地上陸の許可申請手続の一部を外国にある我が国在外公館において実施できるようにし、空港における審査を簡素化する。	成田国際空港は、年間1,000万人以上の外国人が往来する我が国第1の観光ゲートウェイであるが、当空港で航空便を乗り換える通過外国人旅客は年間約300万人にも及び、待合い時間における空港地域の「周辺観光」が地元で大きく期待されているところである。しかしながら、航空便待合い時間に「周辺観光」を行うには、外国人旅行者が空港到着後、寄港地上陸許可等を得る必要があり、非常に混み合う空港の入国管理エリアにおいて、限られた時間内に円滑に手続きを行うことは非常に困難な状況にある。このことから、「乗り継ぎ外国人旅客」の「周辺観光」を拡大するため、入国審査の厳格性を保持しながら、日本の魅力を発信、地域観光を振興する方策として、寄港地上陸の許可申請手続の一部について、外国にある我が国在外公館において事前に実施できるよう検討頂きたい。旅行出発前に空港地域の「周辺観光」を広報できれば、地域観光の振興に資するのみならず、外国人旅行者の増大による、「ビジット・ジャパン・キャンペーン」の目標達成にも寄与できると考える。	C		出入国管理及び難民認定法第14条において、寄港地上陸許可申請は船舶等の長又はその船舶等を運送する運送業者が行うこととされており、本邦を訪れようとする外国人本人にその権限はないことから、対応は不可能である。	成田国際空港 アジアゲートウェイ特区	1151050	千葉県、成田国際空港株式会社	12 千葉県	法務省

05法務省非予算(特区・地域再生検討要請回答)

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案番号	提案主体名	都道府県コード	制度の所管・関係官庁
0520470	深夜早朝貨物機乗組員、ビジネス小型機搭乗客等に対応した出入国手続施設の多様化		本邦に上陸しようとする外国人は、その者が上陸しようとする出入国港において、所定の手続により、入国審査官に対し上陸の申請をして、上陸のための審査を受けなければならない。	深夜早朝貨物機乗組員、ビジネス小型機搭乗客等について、日中の定期便等の搭乗客とは別個の(空港会社が設ける)施設において、出入国手続(CIQ)を行う運用を求めるもの	・本提案は、国際空港として多様化する利用者の利便性向上を図るため、深夜早朝貨物機乗組員、ビジネス小型機搭乗客等について、日中の定期便等の搭乗客とは別個の(空港会社が設ける)施設において、出入国手続(CIQ)を行う運用を要望するもの。 ・これにより、世界的な企業による国際ビジネス会議等の開催の円滑化など、中部圏での国際経済・文化交流拡大、ものづくり産業のさらなる集積・発展、金融資本市場の機能強化などが図られ、またアジアのゲートウェイとしての中部国際空港の国際競争力も向上。さらに、政府が進める訪日観光客の増大や官民の国際会議の開催数の増大にも貢献。 (提案理由) ・現状では、深夜早朝貨物機の乗組員や、ビジネス小型機の搭乗客は、定期便等の搭乗客と同じ出入国手続のブースまで来て、列に並び、出入国手続を受けている。深夜早朝時間帯に飛来する場合には、ブースに至る導線全てにおいて冷暖房・照明等を確保する必要があることから運営コストがかかる。またビジネス小型機で緊急に飛来する搭乗客が、迅速に出入国手続を終えにくい状況となっている。 ・一方、フランクフルト・マイン空港(ドイツ)、スキポール空港(オランダ)、北京、上海の各空港(中国)など諸外国の空港では、これらの機体の搭乗客等に対して専用手続施設などを提供している。 ・中部国際空港としても、アジアのゲートウェイとして、このような世界各空港の事例を取り入れ、運営コスト削減や搭乗客の利便性向上を実現していく必要がある。 (その他) ・本提案は、これらの乗組員、搭乗客に対する出入国手続の緩和を求めるものではない。また、このような運用は、これらの機体の飛来時のみ必要となるため、中部空港におけるCIQ職員の見直しを前提とするものでも必ずしもない。	D	-	深夜早朝貨物機乗組員、ビジネス小型機搭乗客等の空港会社が別に設ける施設での出入国審査にあたっては、空港の離発着の状況、審査施設の設備、入管職員の人員体制の状況等に応じて、可能な限り対応を実施したい。 なお、本提案の実現にあたっては、特に入管職員の人員体制の状況によるところ、所管の地方入管支局・出張所に対する離発着時間の事前連絡などについては十分に留意されたい。	中部国際空港 アジアゲート ウェイ特区	1 1 3 4 0 1 0	中部国際空港株式会社	23 愛知県	法務省 厚生労働省 財務省 農林水産省
0520470	出入国手続施設の多様化		本邦に上陸しようとする外国人は、その者が上陸しようとする出入国港において、所定の手続により、入国審査官に対し上陸の申請をして、上陸のための審査を受けなければならない。	諸外国の空港で導入されている、ビジネス機や貨物機などに対応した、空港会社が別に設ける出入国手続施設において、出入国手続(CIQ)を行う運用を求めるもの	旅客ターミナルビルから離れた場所に駐機するビジネス機や貨物機など多様な形態の利用者に対する利便性の向上を図ることにより、ビジネス機等の利用増加が見込まれ、経済交流の促進と、国が推進するアジア・ゲートウェイ構想実現のための、関西国際空港の国際競争力の強化を図ることができる。 (提案理由) 関西国際空港には、諸外国の空港にみられるような専用手続施設などの設置が無く、国際空港として多様化する利用者への利便性向上が望まれている。	D	-	深夜早朝貨物機乗組員、ビジネス小型機搭乗客等の空港会社が別に設ける施設での出入国審査にあたっては、空港の離発着の状況、審査施設の設備、入管職員の人員体制の状況等に応じて、可能な限り対応を実施したい。 なお、本提案の実現にあたっては、特に入管職員の人員体制の状況によるところ、所管の地方入管支局・出張所に対する離発着時間の事前連絡などについては十分に留意されたい。	1 1 3 5 0 5 0	関西国際空港株式会社	27 大阪府	法務省 厚生労働省 財務省 農林水産省	
0520480	出入国審査手続時の「ビジネスクラス以上」及び「際内・内線乗継など時間的制約のある」旅客に対する「専用手続レーン」の設置		APEC・ビジネス・トラベル・カード所持者や乗員専用レーン、身体障害者のためのプライオリティレーン等を設けている。	日中の定期便等の搭乗客に対する出入国審査手続(1)について、ファーストクラス・ビジネスクラス搭乗客、及び国際線・国内線乗継など時間的制約のある旅客に対する専用手続レーンの設置の運用を求めるもの	・本提案は、国際空港として多様化する旅客への利便性向上を図るため、定期便等の搭乗客に対する出入国審査手続(1)について、ファーストクラス・ビジネスクラス搭乗客、及び国際線・国内線乗継など時間的制約のある旅客に対する専用手続レーンの設置の運用を要望するもの。 ・これにより、世界的な企業による国際ビジネス会議等の開催の円滑化など、中部圏での国際経済・文化交流拡大、ものづくり産業のさらなる集積・発展、金融資本市場の機能強化などが図られ、またアジアのゲートウェイとしての中部国際空港の国際競争力も向上。さらに、政府が進める訪日観光客の増大や官民の国際会議の開催数の増大にも貢献。 (提案理由) ・現状では、ビジネスクラス以上の旅客及び国際線・国内線乗継旅客は、それ以外の搭乗客と同じ出入国手続のブースまで来て、列に並び、出入国手続を受けている。これらの搭乗客は、ビジネス目的、あるいは 乗り継ぎする必要があり、したがって時間的制約が強いにもかかわらず、迅速に出入国手続を終えにくい状況となっている。 ・一方、ロンドン・ヒースロー空港(イギリス)、ミュンヘン空港(ドイツ)、ドバイ空港(UAE)、新バンコク空港(タイ)、クアラルンプール空港(マレーシア)など、アジア、欧州の主要なハブ空港においては、このような出入国審査の専用手続レーンを導入している。 ・中部国際空港としても、アジアのゲートウェイとして、このような世界各空港の事例を取り入れ、多様な搭乗客の利便性向上を実現していく必要がある。 ・なお、ABTC(APECビジネス・トラベル・カード)を保有していれば、成田、関西、中部の各空港で入国審査の専用レーンの利用が可能となっているが、取得に一定の条件がある、交付に時間を要する(数ヶ月)ことなどから、あまり活用されていないようであり、当空港においても利用者は少ない。 (その他) ・本提案は、これらの搭乗客に対する出入国審査の緩和を求めるものではなく、またレーン数の追加や、入管職員の定員増等を前提とするものでも必ずしもない。	C	-	中部国際空港においては、日本人・外国人の旅客状況に応じた審査ブースの振り分けやセカンダリ審査の導入等により審査待ち時間の短縮(目標20分)に最大限努めるとともに、身体的弱者のためのプライオリティレーン、ABTCレーン、外交官専用レーン、乗員レーンを設け、さらには、国賓等の政府要人等及び国際会議出席者のため臨時レーンをも設けて審査に当たっているところであり、加えて、本年11月からは、入国審査時の生体認証の提供の義務付けに伴い、特別永住者レーンを設けることとしている。 また、乗り継ぎ時間を利用して空港近傍に上陸を希望する者のうち、査証免除対象者(例えば、アメリカ、韓国、台湾等)は、特例上陸許可申請ではなく、一般上陸許可申請を行っているところであるが、これらの者の区別は困難である。 なお、航空運賃の格差(多寡)は、快適な機内空間の提供、給食等の機内サービス、搭乗・降機における航空会社のサービスでもって利用者に還元されるものであって、国の行政(サービス)が民間の航空運賃の多寡により差異を設けることは行政対象間の公平・平等を欠くものであり、認めることはできない。	中部国際空港 アジアゲート ウェイ特区	1 1 3 4 0 2 0	中部国際空港株式会社	23 愛知県	法務省 厚生労働省 財務省 農林水産省
0520480	出入国審査時の優先レーンの導入		APEC・ビジネス・トラベル・カード所持者や乗員専用レーン、身体障害者のためのプライオリティレーン等を設けている。	世界の主要空港ですでに導入されている。出入国審査における「ビジネスクラス以上の旅客」、「乗り継ぎ旅客」及び「VIP旅客(ビジネスジェットの旅客を含む)」に対する「専用手続きレーン」を設置する。	「ビジネスクラス以上の旅客」、「乗り継ぎ旅客」及び「VIP(ビジネスジェットの旅客を含む)」に対する利便性の向上を図ることにより、ビジネス旅客、内線乗り継ぎ旅客、VIPの利用増加が見込まれ、国が推進するアジア・ゲートウェイ構想実現のための、関西国際空港の国際競争力の強化を図ることができる。 (提案理由) 国際線旅客は、出入国の際、税関、入国管理局、検疫における諸手続が必要となるが、現在、関西国際空港には世界の主要空港で導入されている「ビジネスクラス以上の旅客」、「乗り継ぎ旅客」及び「VIP」に対する「専用手続きレーン」は設置されておらず、これらの旅客に対する利便性向上が望まれている。	C	-	関西国際空港においては、日本人・外国人の旅客状況に応じた審査ブースの振り分けやセカンダリ審査の導入等により審査待ち時間の短縮(目標20分)に最大限努めるとともに、身体的弱者のためのプライオリティレーン、ABTCレーン、外交官専用レーン、乗員レーンを設け、さらには、国賓等の政府要人等及び国際会議出席者のため臨時レーンをも設けて審査に当たっているところであり、加えて、本年11月からは、入国審査時の生体認証の提供の義務付けに伴い、特別永住者レーンを設けることとしている。 また、乗り継ぎ時間を利用して空港近傍に上陸を希望する者のうち、査証免除対象者(例えば、アメリカ、韓国、台湾等)は、特例上陸許可申請ではなく、一般上陸許可申請を行っているところであるが、これらの者の区別は困難である。 なお、航空運賃の格差(多寡)は、快適な機内空間の提供、給食等の機内サービス、搭乗・降機における航空会社のサービスでもって利用者に還元されるものであって、国の行政(サービス)が民間の航空運賃の多寡により差異を設けることは行政対象間の公平・平等を欠くものであり、認めることはできない。	1 1 3 5 0 6 0	関西国際空港株式会社	27 大阪府	法務省 厚生労働省 財務省 農林水産省	
0520480	出入国審査時の優先レーンの導入		APEC・ビジネス・トラベル・カード所持者や乗員専用レーン、身体障害者のためのプライオリティレーン等を設けている。	世界の主要空港ですでに導入されている。出入国審査における「ビジネスクラス以上の旅客」、「乗り継ぎ旅客」及び「VIP旅客(ビジネスジェットの旅客を含む)」に対する「専用手続きレーン」を設置する。	「ビジネスクラス以上の旅客」、「VIP(ビジネスジェットの旅客を含む)」等に対する利便性の向上を図ることにより、ビジネス旅客、VIP等の利用増加が見込まれ、国が推進するアジア・ゲートウェイ構想実現のための、成田国際空港の国際競争力の強化を図ることができる。 (提案理由) 国際線旅客は、出入国の際、税関、入国管理局、検疫における諸手続が必要となるが、現在、成田国際空港には世界の主要空港で導入されている「ビジネスクラス以上の旅客」、「VIP」等に対する「専用手続きレーン」は設置されておらず、これらの旅客に対する利便性向上が望まれている。	C	-	成田国際空港においては、日本人・外国人の旅客状況に応じた審査ブースの振り分けやセカンダリ審査の導入等により審査待ち時間の短縮(目標20分)に最大限努めるとともに、身体的弱者のためのプライオリティレーン、ABTCレーン、外交官専用レーン、乗員レーンを設け、さらには、国賓等の政府要人等及び国際会議出席者のため臨時レーンをも設けて審査に当たっているところであり、加えて、本年11月からは、入国審査時の生体認証の提供の義務付けに伴い、特別永住者レーンを設けることとしている。 また、乗り継ぎ時間を利用して空港近傍に上陸を希望する者のうち、査証免除対象者(例えば、アメリカ、韓国、台湾等)は、特例上陸許可申請ではなく、一般上陸許可申請を行っているところであるが、これらの者の区別は困難である。 なお、航空運賃の格差(多寡)は、快適な機内空間の提供、給食等の機内サービス、搭乗・降機における航空会社のサービスでもって利用者に還元されるものであって、国の行政(サービス)が民間の航空運賃の多寡により差異を設けることは行政対象間の公平・平等を欠くものであり、認めることはできない。	1 1 3 8 0 1 0	成田国際空港株式会社	12 千葉県	法務省 厚生労働省 財務省 農林水産省	

05法務省非予算(特区・地域再生検討要請回答)

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の 分類	措置の 内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案 事項 番号	提案主体名	都道府県コード	制度の所管 関係官庁
0520480	「乗り継ぎ外国人旅客」の 出入国審査における専 用手続きレーンの設置	-	APEC・ビジネス・トラベル・ カード所持者や乗員専用レ ーン、身体障害者のためのプ ライオリティーレーンを設 けてい	「乗り継ぎ外国人旅客」による「周辺観光」の 増加状況を踏まえ、繁忙期等における「専用手 続きレーン」の設置を検討する。	成田国際空港は、年間1,000万人以上の外国人が往来する我が国第1の観光 ゲートウェイであるが、当空港で航空便を乗り換える通過外国人旅客は年間約300 万人にも及び、待合時間における空港地域の「周辺観光」が地元で大きく期待 されているところである。「乗り継ぎ外国人旅客」の寄港地上陸許可申請の増加状 況も踏まえながら、空港における手続きの円滑化を一層推進するため、入国審査 官の増員による審査レーンの臨時設置等を内容とする地域再生の支援措置につ いても検討頂きたい。さらに、専用レーンの設置により、繁忙期における出国審査 の混雑、入国審査における外国人の指紋採取開始による混雑等にも対応できれ ば、旅客流動の円滑化が促進され、我が国経済の活性化にも資すると思われる。	C	-	成田空港においては、日本人・外国人の旅客状況に応じた審査ブースの振り分け やセカンダリ審査の導入等により審査待ち時間の短縮(目標20分)に最大限努め るとともに、身体的弱者のためのプライオリティーレーン、ABCレーン、外交官専 用レーン、乗員レーンを設け、さらには、国賓等の政府要人等及び国際会議出席 者のため臨時レーンをも設けて審査に当たっているところであり、加えて、本年11 月からは、入国審査時の生体認証の提供の義務付けに伴い、特別永住者レーン を設けることとしているため、「乗継専用レーン」の設置は困難である。	成田国際空港 アジア・ゲート ウェイ特区	1 1 5 1 0 5 1	千葉県、成田国際空 港株式会社	12 千葉県	法務省 厚生労働省 農林水産省